

第 1 回金融小委員会事務局資料 (今後の間接金融のあり方について)

2022年2月17日

中小企業庁

1. コロナ禍の金融支援について

2. 過剰債務への対応

3. 金融機関等による経営支援

4. 経営者保証解除に向けた課題

5. ご議論頂きたい論点

新型コロナ対策として、多層的な金融支援を展開

- 今般の新型コロナ対策として、官民金融機関による**実質無利子・無担保融資**をはじめ、**資本性劣後ローン**等の資本性資金の供給や事業再生支援、金融機関の伴走支援の促進、リスク・新規融資への**配慮要請**など、**多層的な金融支援を実施**。

コロナ禍における主な金融支援策一覧

事業	開始時期
政府系金融機関による実質無利子・無担保融資	2020.3
民間金融機関による実質無利子・無担保融資	2020.5<2021.3終了>
セーフティネット保証 4号（100%保証）	2020.3 ^(*)
危機関連保証（100%保証）	2020.3 ^(**) <2021.12終了>
日本政策金融公庫等による資本性劣後ローン	2020.8
中小機構出資の官民ファンド (再生ファンド(コロナ対応)・経営力強化支援ファンド)	2020.7(公募開始)
中小企業再生支援協議会の体制強化	2020.4
日本政策金融公庫等による設備投資特例制度	2021.3
伴走支援型特別保証制度	2021.4
経営改善サポート保証制度（新型コロナ枠）	2021.4
官民金融機関等への配慮要請	2020.2【随時発出】

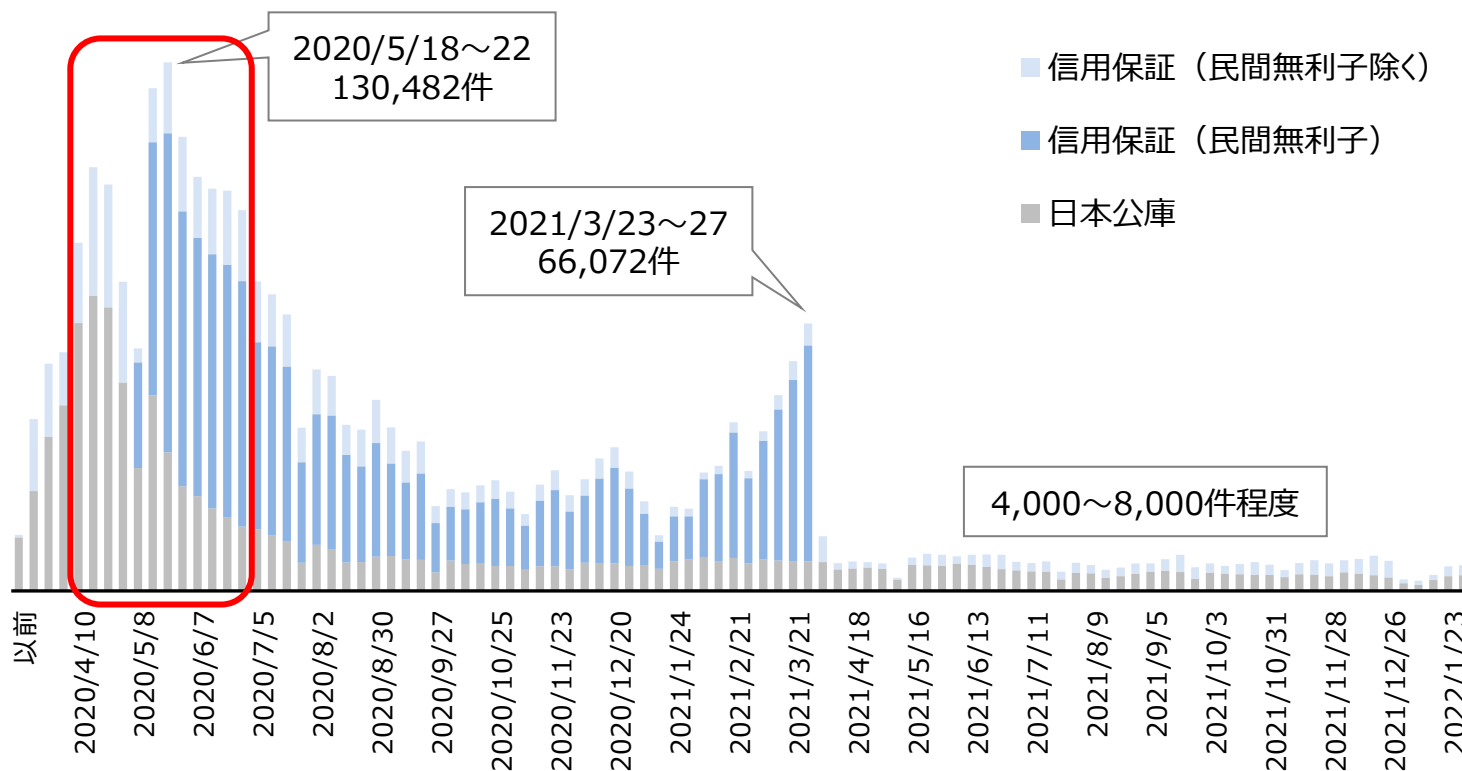
(*) セーフティネット保証4号については、2020年3月2日に告示において、同年2月18日から指定。

(**) 危機関連保証については、2020年3月13日の告示において、同年2月1日から指定。

日本公庫の融資・信用保証の申込は足下では落ち着いている

- 実質無利子・無担保融資を開始した直後の**2020年4～6月が申請ピーク**。
- 2021年1～3月は、無利子上限枠の引上げ、年度末の資金需要、民間金融機関の実質無利子融資の申込期限を受け、保証申請が増加。同年4月以降の**申請数は足下にいたるまで落ち着いている**。

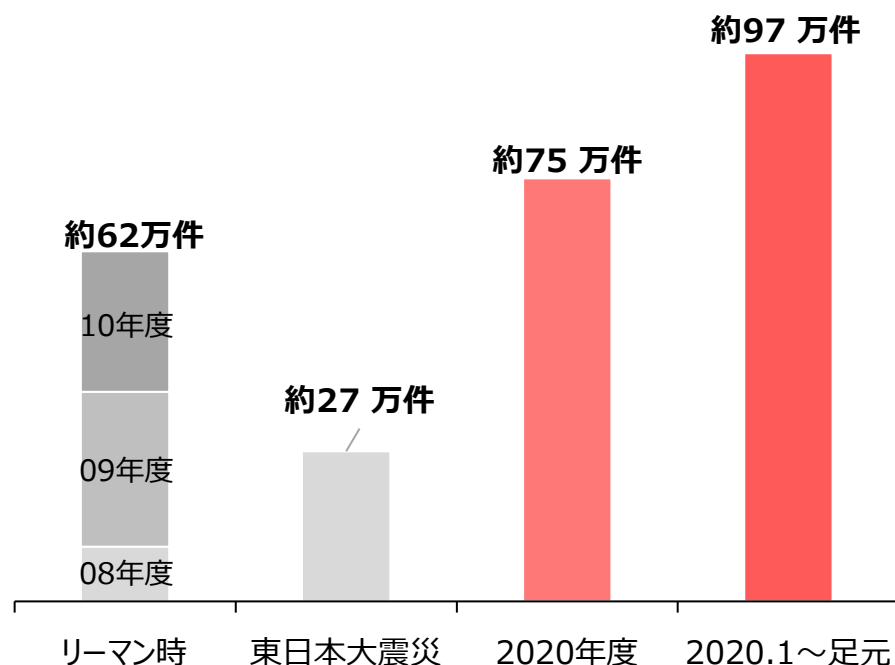
日本政策金融公庫・信用保証の申請件数



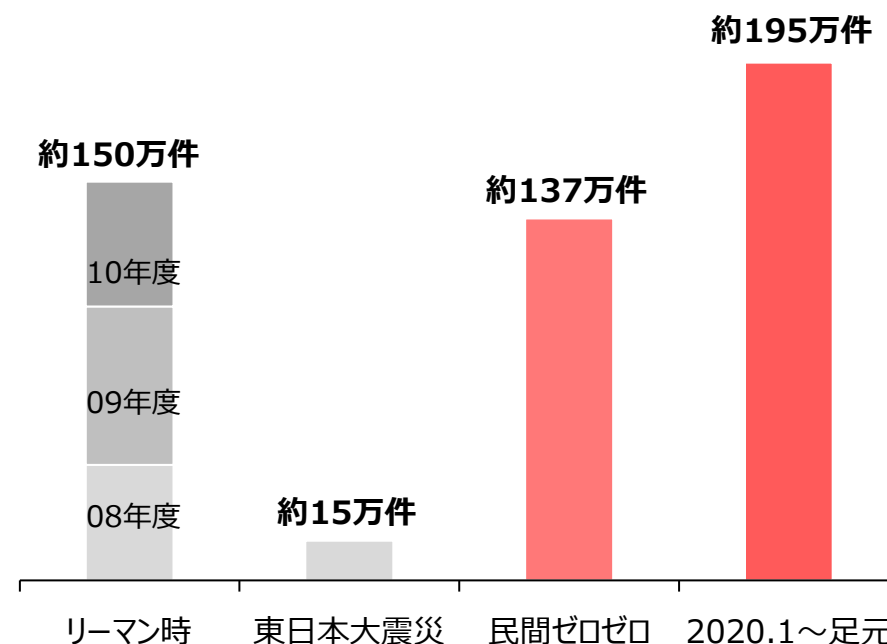
日本公庫の融資、保証の実績は過去の危機時を超える

- 日本公庫は、これまでに約97万件、約16兆円の融資を承諾。**1年でリーマン後2年半の実績を上回った。**
- 信用保証協会は、これまでに約195万件、約37兆円の保証を承諾。うち、2021年3月31日に受付が終了した民間ゼロゼロ融資については、約137万件、約23兆円を承諾。**リーマン時の緊急保証を上回った。**

日本公庫の融資承諾件数



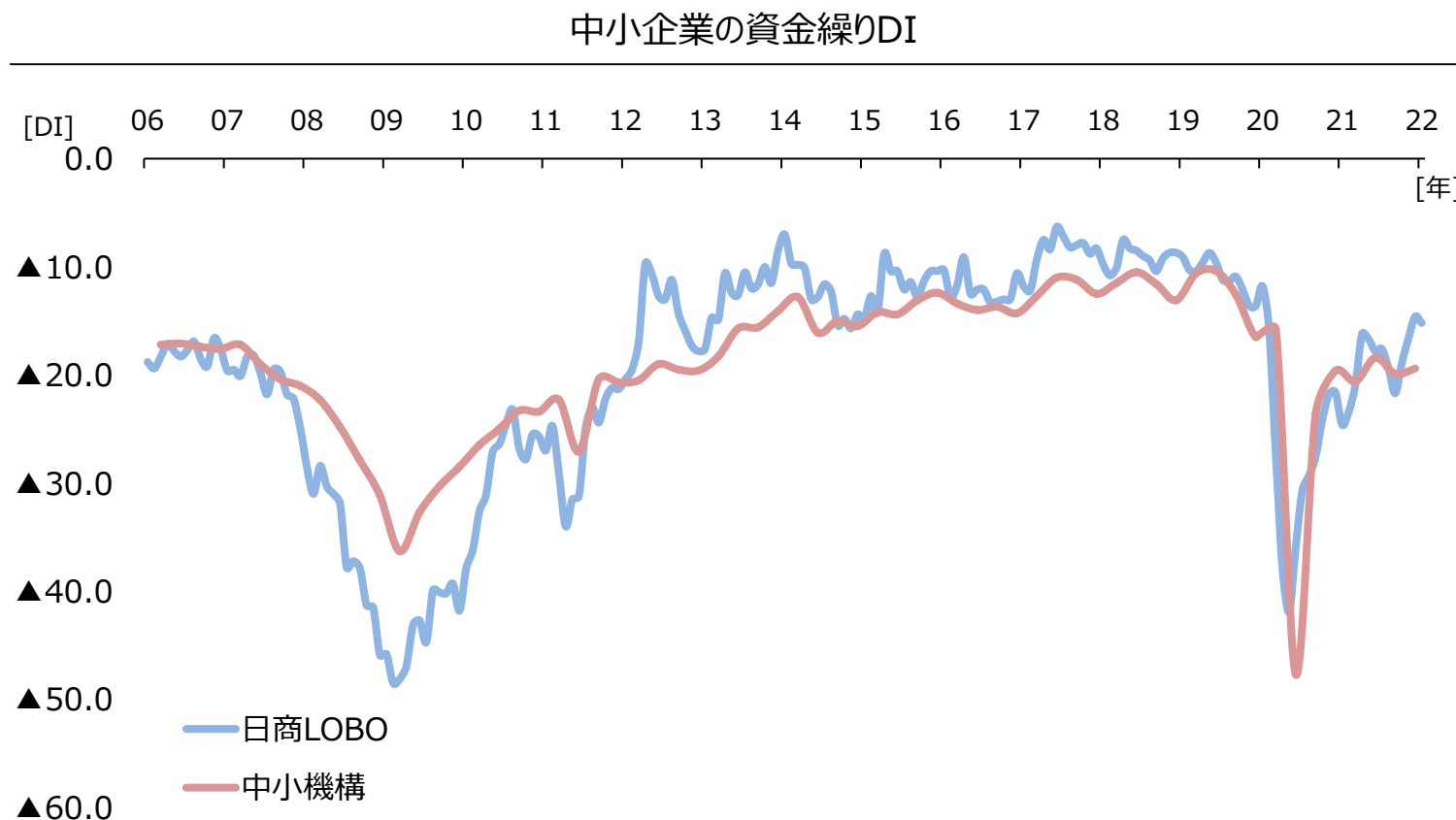
信用保証承諾件数



(注) 左図のリーマン時は、特別相談窓口を設置した2008年10月～2011年3月のセーフティネット貸付、東日本大震災は東日本大震災特別貸付の制度創設～2021年12月末の実績。右図のリーマン時は緊急保証、東日本大震災は東日本大震災復興緊急保証の制度創設～2021年12月末の実績。左図・右図ともに、足元は2022年1月30日時点。
(出所) 日本政策金融公庫提供資料、全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

資金繰りDIは一定程度改善するもコロナ前と比べ依然低水準

- 中小企業の資金繰り状況を示す指標である「**資金繰りDI**」は、2020年4月～6月頃に大幅に下落した後、**金融支援の効果等により一定程度改善**。一方で、**コロナ前と比較すると、依然として低水準**であり、今後も感染状況等に注視する必要。

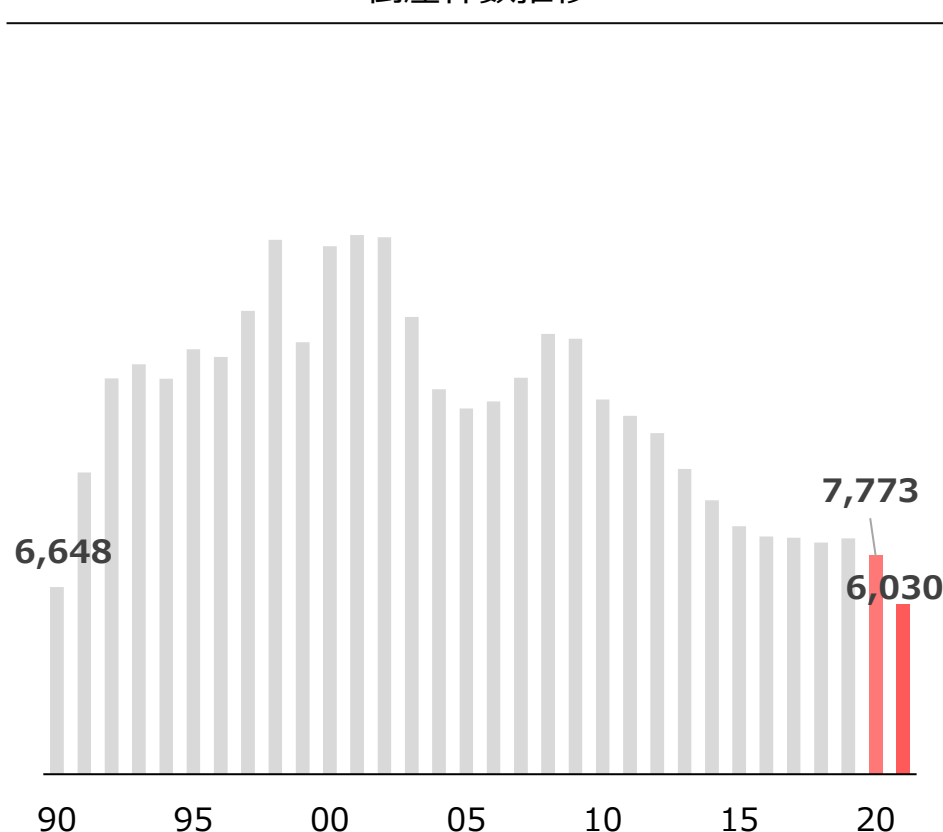


(資料) 第166回中小企業景況調査 (2021年10-12月期、中小企業基盤整備機構、2021年12月、中小企業18,911社にアンケート調査)、商工会議所LOBO (早期景気観測) 2022年1月調査 (日本商工会議所、2022年1月14～20日、全国334商工会議所の会員2,599企業にアンケート調査) より作成。

金融支援等の効果もあり、倒産件数は記録的な低水準

- **2021年の倒産件数**は、1964年（4,212件）以来、**57年ぶりの低水準**となった。
- 様々な分析において、今回の金融支援をはじめとする各種の政府による支援の効果とされている。

倒産件数推移



各種分析

内閣府 「経済財政白書」 (2021年9月)	これまで 実質無利子・無担保融資 や雇用者一人当たり月額33万円を上限とする雇用調整助成金など… により、倒産件数は過去50年間で最も低い水準で推移 しており、失業率換算で2～3%と見込まれる雇用維持の効果もあった。
東京商工リサーチ 「全国企業倒産状況」 (2022年1月)	2021年（1-12月）の全国企業倒産は、件数が6,030件（前年比22.4%減）…だった。 件数は、1990年（6,468件）以来の6,000件台で、2年連続で前年を下回った。 コロナ禍の各種支援策が奏功し、1964年（4,212件）に次ぐ、57年ぶりの低水準となった。
日本総研 安井洋輔 主任研究員 「コロナ危機下なぜ企業倒産は増えないのか」 (2021年3月)	以上の分析より、推計のため一定の幅を持つ必要があるものの、 資金繰り支援は 2,900 件程度…倒産を抑制する効果があった ことが示唆される。

リーマンショック時は、危機対策的な保証が5年以上継続

- リーマンショック時は、セーフティネット保証 5 号（当時100%）を全業種指定に。全業種指定の終了後も一定水準の指定を継続し、**リーマンショック前と同水準（約200業種）となるまで約5年4か月**を要した。
- 緊急保証制度の終了後は、同保証制度から100%保証で借換のできる保証制度を創設。

リーマンショック後の保証制度の経緯

経 過		
2008.10.31	緊急保証取扱開始 ※セーフティネット保証 5 号を別称	緊急保証取扱期間【約2年5か月】
2009.2.15	制度名称を「景気対応緊急保証」に変更 原則、全業種指定【1118業種】	
2011.3.31	景気対応緊急保証取扱終了 ※セーフティネット保証 5 号の全業種指定は継続	全業種指定期間【約2年8ヶ月】
2012.10.1	経営力強化保証創設	
2012.10.31	全業種指定終了。	
2012.11.1	指定業種687業種	ソフトランディング期間【約1年4か月】
2014.1.20	事業再生計画実施関連保証（経営サポート保証）創設	
2014.3.3	指定業種196業種（リーマンショック前と同水準）	

リーマン後の借換保証では定期的なモニタリングを義務づけ

- リーマン後の経営力強化保証、経営サポート保証では、**緊急保証からの100%保証での借換を可能**とし、**支援機関による計画策定支援**、中小企業から金融機関に対しては四半期に1度、金融機関から協会に対しては年に1度、**モニタリング報告を義務づけ**、金融機関等による金融・経営支援の一体的取組を促進。

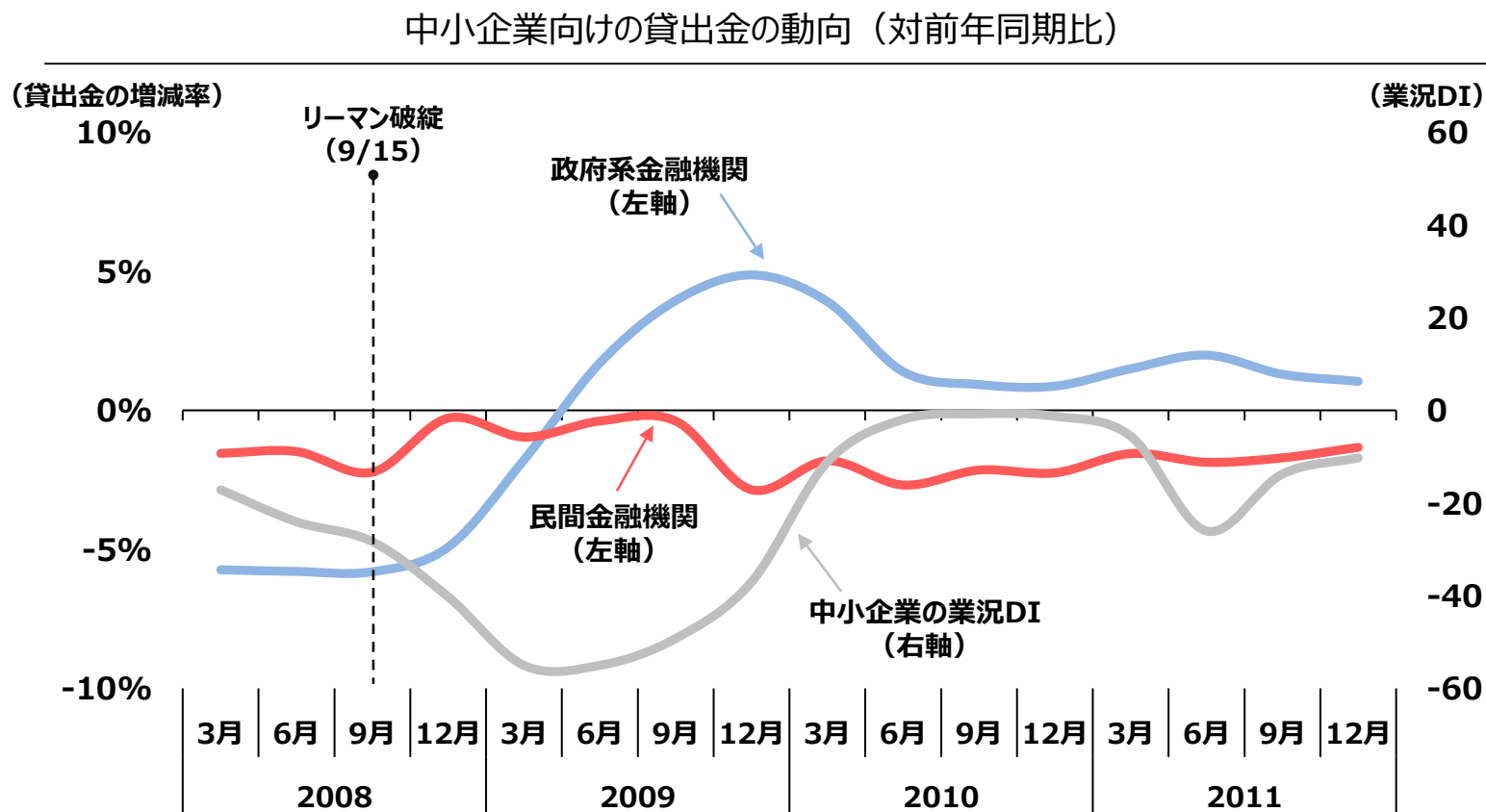
借換用の各保証制度概要

項 目	経営力強化保証 (2012.10.1～)	事業再生計画実施関連保証 (経営サポート保証、2014.1.20～)
限度額	2億8,000万円（一般枠）	2億8,000万円（別枠）
保証期間	10年（借換時）	15年
主な条件	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定・実行すること	中小企業再生支援協議会等の支援または経営サポート会議の支援により作成した事業再生計画を実施すること
信用保証料率	80%保証 0.45%～1.75% 100%保証 0.50%～2.00%	80%保証 0.8%以下 100%保証 1.0%以下
責任共有	責任共有対象（80%保証） ただし、 100%保証の借入を同額以下で借換える場合は100%保証。	
報告頻度	中小企業→金融機関：四半期毎 金融機関→保証協会：年1回	
実績	30,947件、7,166億円	11,904件、3,359億円

（注）実績は、各制度の創設から2021年3月末までの累計保証承諾実績。

100%保証を発動したものの効果は限定的

- リーマン・ショック時は、足下のコロナ危機とは異なり、金融収縮期であったこともあり、**100%保証を発動**（*）したものの、**民間金融機関の貸出金の減少傾向は解消せず**。（*）緊急保証制度。2008年10月31日から発動。
- 他方、**政府系金融機関**は、中小企業の**業況が悪い時には貸出金が増加**。



（注）民間金融機関は、国内銀行における中小企業（法人）向けの貸出金と信用金庫における法人向けの貸出金の和。

政府系金融機関は、商工中金と日本政策金融公庫（中小・国民）の貸出金の和。

（出所）日本銀行「預金・現金・貸出金」、商工中金提供データ、日本政策金融公庫提供データ、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査結果」により作成。

1. コロナ禍の金融支援について

2. 過剰債務への対応

3. 金融機関等による経営支援

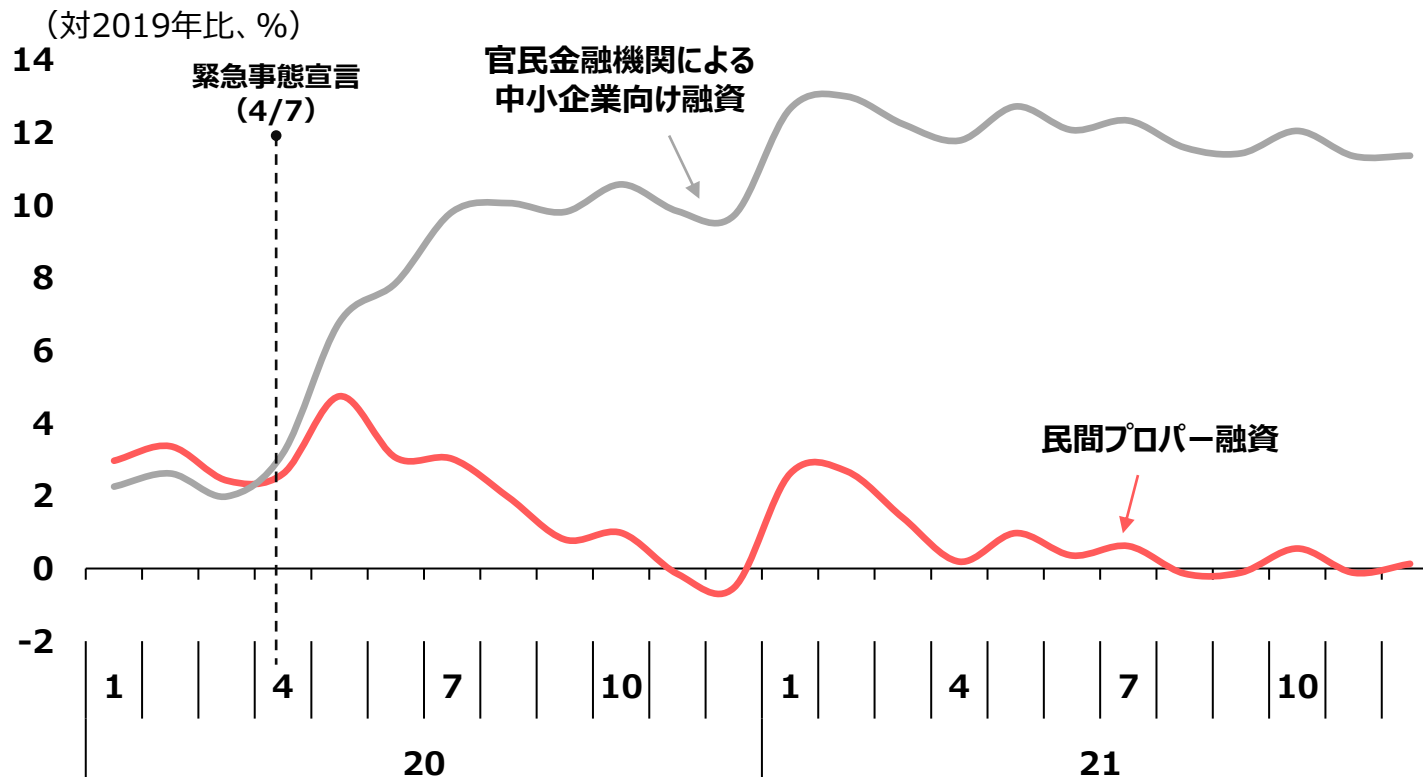
4. 経営者保証解除に向けた課題

5. ご議論頂きたい論点

中小企業向け貸出は政府系金融や保証付き融資により大きく増加

- 2020年4月以降、各種の金融支援策もあり、**官民金融機関による中小企業向け貸出は大きく増加**。
（官民の実質無利子・無担保融資等の実績は、2021年12月31日までに約55兆円）
- 足下ではコロナ前比約1.1倍程度となっているが、**増分の大半は日本政策金融公庫や信用保証付の融資**。

中小企業向け融資残高



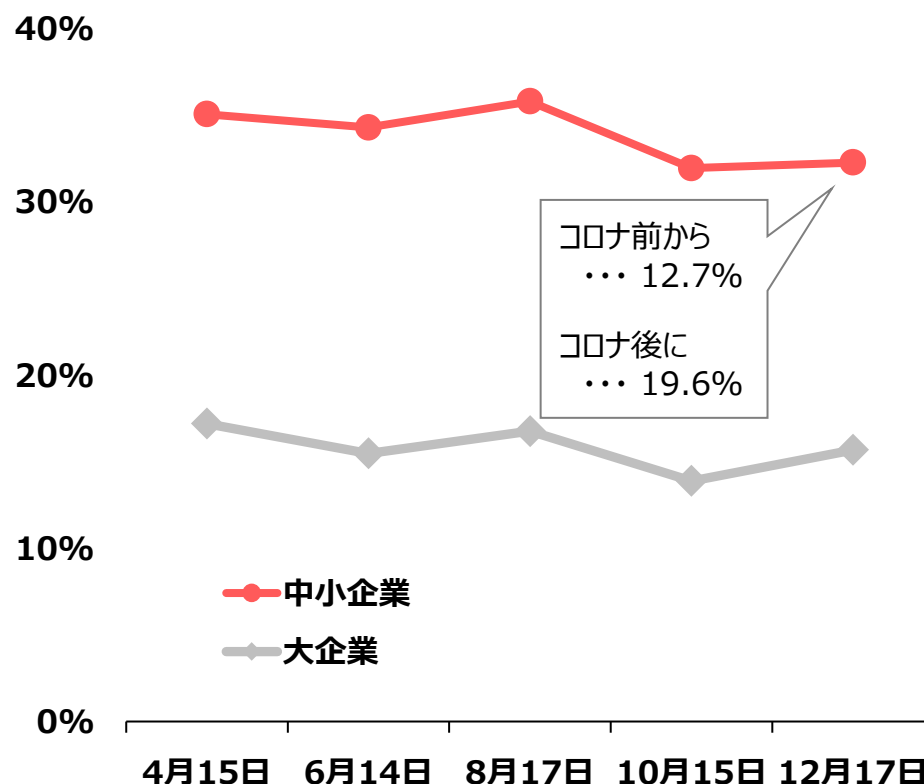
（注）官民金融機関による中朝企業向け融資は、日本政策金融公庫（中小・国民）、国内銀行における中小企業（法人）向けの貸出金、信用金庫における法人向け貸出金（民間金融機関貸出）の和。民間プロパー融資は、民間金融機関貸出から保証債残高を引いて算出した推計値。

（出所）日本銀行「現金・預金・貸出金」、日本政策金融公庫提出資料、信用保証協会連合会提供資料より。

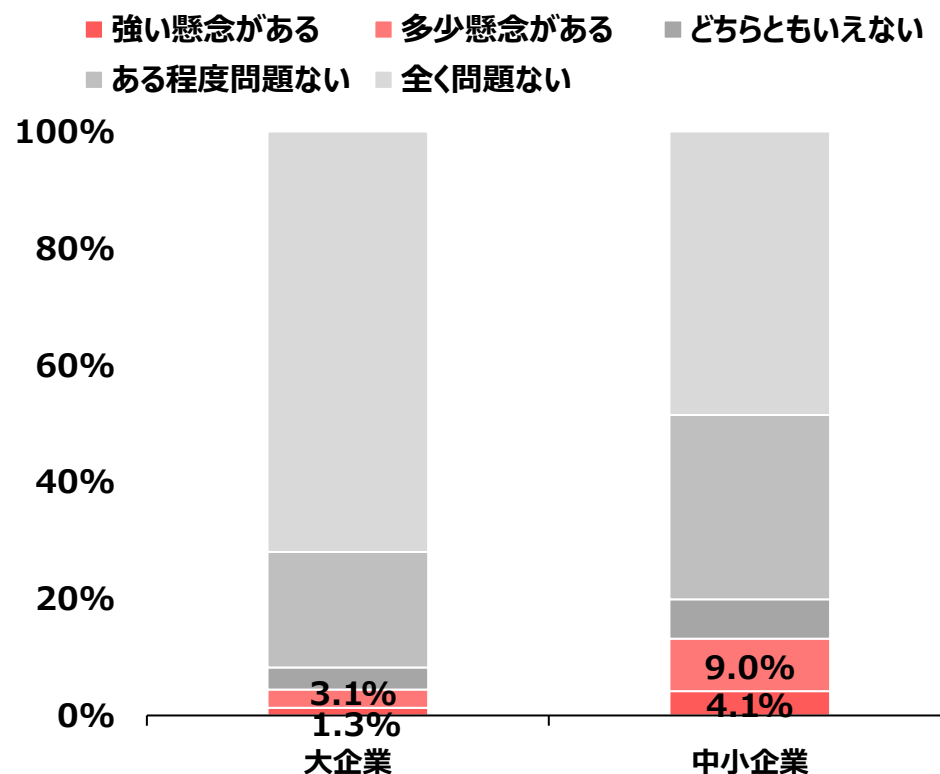
債務過剰感を抱える中小企業は約 3 割存在

- 民間の調査によると、足下で**過剰債務**であると感じている中小企業は、**約 3 割**。うち、**コロナ契機は約 2 割**。
- また、**借入金の返済に懸念**があるとする中小企業は、**全体の13%程度**存在し、**特に強い懸念**があるとする中小企業者も**4 %程度**存在する。

債務過剰感の推移



借入金への返済懸念について



(出所) 東京商工リサーチ「過剰債務に関するアンケート」調査
(2021年4月15日、6月14日、8月17日、10月15日、12月17日) より作成。

(出所) 東京商工リサーチ第19回「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査
(2021年12月23日) より

中小企業の事業再生のためのガイドラインを来年度から運用

- 新しい資本主義実現会議において、**中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインを年度内に策定し、来年度から運用を開始**すること、倒産時の個人破産回避のため、経営者保証に関するガイドラインを明確化することが提言され、経済対策において閣議決定された。

緊急提言・経済対策抜粋

○緊急提言（2021年11月8日新しい資本主義実現会議決定）

Ⅲ. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援 （7）事業再構築・事業再生の環境整備

③中小企業の私的整理等のガイドラインの策定等

中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について、金融機関団体、中小企業団体、実務家等による検討を行い、本年度内に策定し、来年度から運用を開始する。

あわせて、個人保証が事業再生の早期決断の大きな阻害要因にならないよう、経営規律の確保に配慮しつつ、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促すことを検討する。

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

○コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（2021年11月19日閣議決定）第3章

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略 （2）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

③ 地方活性化に向けた積極的投資

エ 中小企業等の足腰強化と事業環境整備

…また、中小企業の私的整理等のガイドラインを本年度内に策定し、来年度から運用を開始するとともに、倒産時の個人破産を回避するため、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促す措置を検討する。…

1. コロナ禍の金融支援について

2. 過剰債務への対応

3. 金融機関等による経営支援

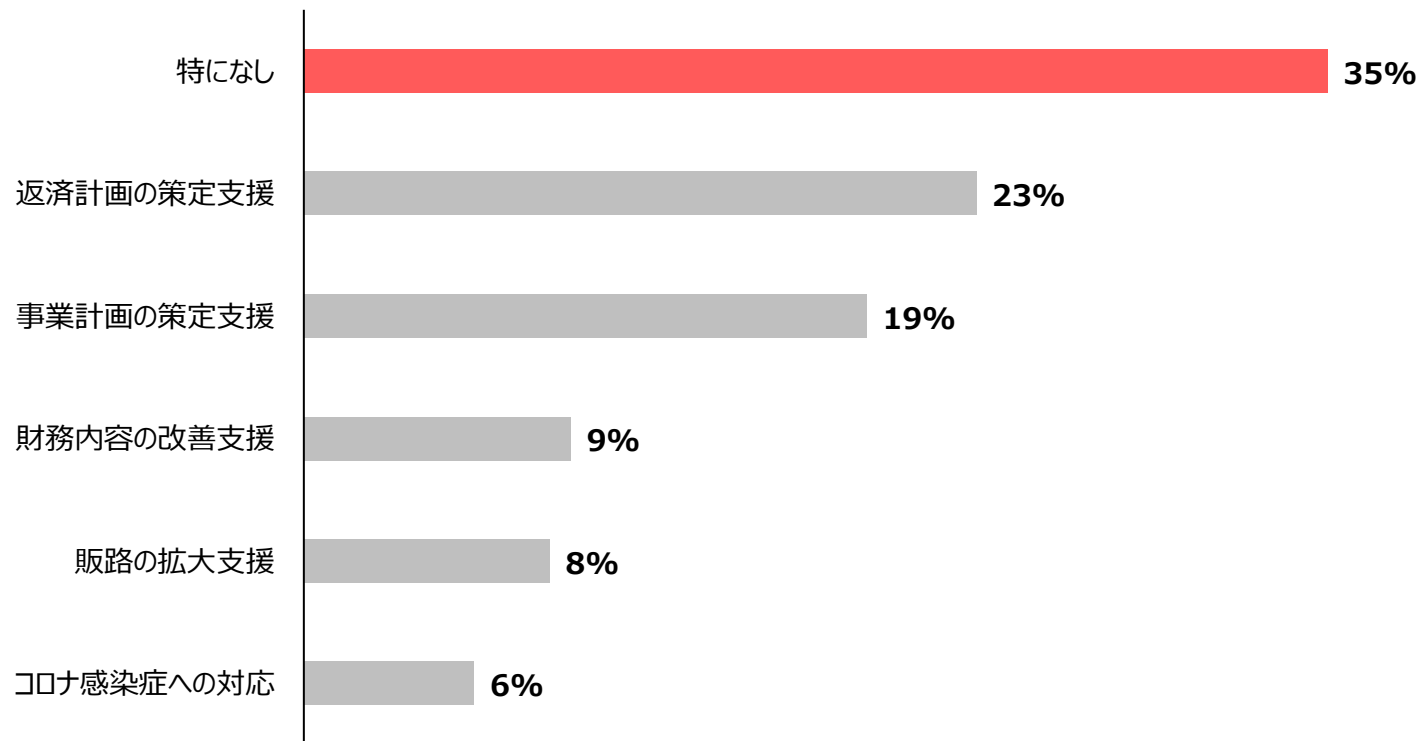
4. 経営者保証解除に向けた課題

5. ご議論頂きたい論点

金融機関による経営改善支援が今後の課題

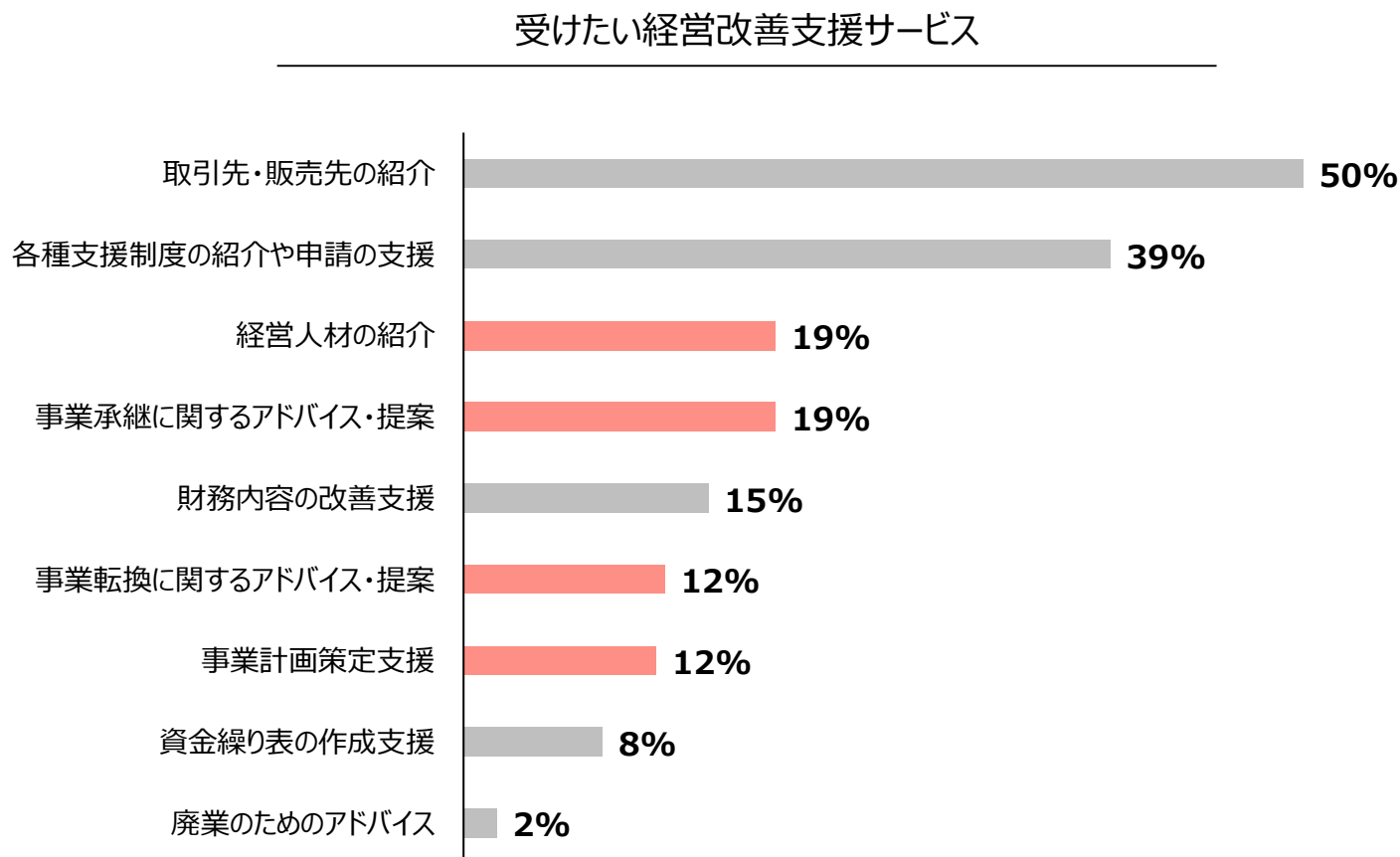
- ゼロゼロ融資の実行後、金融機関から返済計画や事業計画の策定支援や、財務内容の改善支援など様々な支援を受けていると回答する者がいる一方、**金融機関から特段の支援を受けていないと答える者の割合は約35%。**

ゼロゼロ融資利用後に、金融機関から受けた支援内容



中小企業者は、より経営に踏み込んだ支援を求めている

- 中小企業者等が今後金融機関から受きたい経営改善支援サービスは、「取引先・販売先の紹介」が最多であるものの、「経営人材の紹介」や「事業転換・事業承継に関するアドバイス・提案」、「事業計画策定支援」など、**より経営に踏み込んだものを求める者が一定数存在**。



一方、セーフティネット保証 4 号はモニタリング不要

- 民間ゼロゼロ融資、伴走支援型特別保証については、モニタリング報告求めているが、**セーフティネット保証 4 号（新型コロナ）については、モニタリング報告は不要**となっている。

各保証制度における業況報告の比較

	民間ゼロゼロ融資	伴走支援型特別保証	セーフティネット 保証 4 号 (新型コロナ)
限度額	6,000万円	6,000万円	2億8,000万円 (別枠)
モニタリング 要否・期間	要（据置期間中）	要（5事業年度）	不要
報告頻度	金融機関→保証協会： 半年毎	中小企業→金融機関： 四半期毎 金融機関→保証協会： 年1回	—
業況報告 内容	最近6か月の月別売上高 課題・今後の見通し等 特筆事項(売上の増減要因等)	計画年度毎のローカル ベンチマーク6指標※ 四半期ごとの月平均売上高	—
計画書 見直しの 要否・頻度	不要（業況報告のみ）	要 (当初の計画書の進捗状況等を考慮し、 必要に応じ計画の修正を実施)	—

各機関と連携し経営支援している信用保証協会も

- 経済産業省HPにおいて、コロナ禍で多くの保証を実施した信用保証協会の経営支援の好事例を公表中。ゼロゼロを利用するも、**金融機関の経営支援が届きにくい中小企業に対し、保証協会が能動的に経営支援を実施**。ニーズに応じた専門家派遣、金融機関との連携、事業者の行動変容につなげるための工夫も。

信用保証協会による中小企業者に対する経営改善支援の好事例集（抜粋）

協会	支援内容
栃木県	ゼロゼロ制度利用先に関する業況報告書をもとに、経営改善に時間を要すると判断される事業者に対しては、 金融機関と連携して資金繰り予定表の作成を能動的に提案 し、経常収支改善の視点から事業者に経営課題の気づきを与える。
石川県	令和3年度において、小規模事業者に対して、保証協会の経営支援内容を記載したDMを2回発送済み。さらに 保証協会職員による経営支援の状況を地元テレビ局で紹介 してもらうことで、保証協会の経営支援業務の認知度を高めている。
熊本県	「経営相談課」の職員が小規模・零細企業のもとを直接訪問 し、ローカルベンチマークの作成支援や資金繰り表の作成支援を通じ、企業の問題を共有し、その他仕入・販売形態の見直しなどに係るアドバイスなどを実施している。
東京	主に経営支援を担当する 経営支援課の人員を増強 するとともに、保証審査担当者も積極的に企業訪問等を実施し、 マンパワーを経営支援に柔軟にシフトできる体制 を整備する。
茨城県	県の中小企業支援機関との連携により、中小企業者の多様なニーズに応えるため、 士業以外にもITコーディネーター・フードコーディネーター等様々な専門家を派遣できる仕組みを構築 している。

1. コロナ禍の金融支援について

2. 過剰債務への対応

3. 金融機関等による経営支援

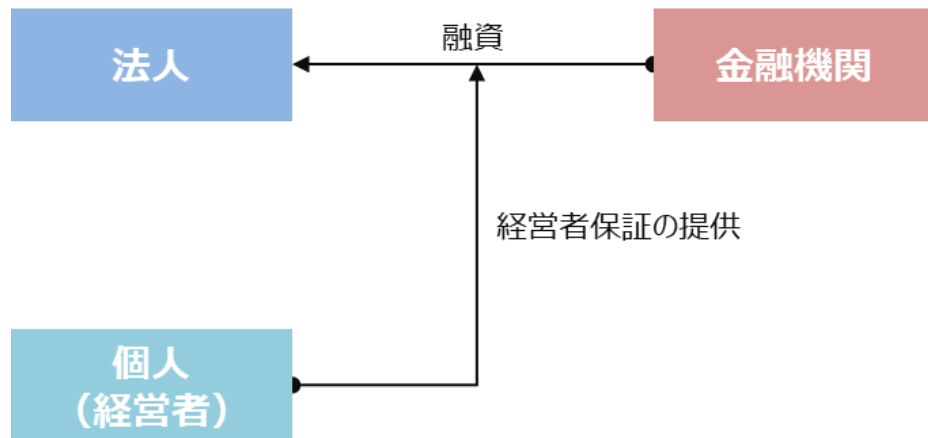
4. 経営者保証解除に向けた課題

5. ご議論頂きたい論点

経営者保証とは何か

- 経営者保証とは、事業者（法人）が金融機関から融資を受ける際に、**経営者（個人）が保証をつけることで、円滑な融資を可能とする仕組み**。金融機関も、法人が返済困難に陥った場合に、保証を提供している経営者に対して返済を求めることが可能。

経営者保証のスキーム



経営者保証が課題となる3つのケース

借りる時

事業を引き継ぐ時

返す時

ポストコロナにおける最重要課題の一つが経営者保証

- 経営者保証は、経営への規律付けや過度なリスクテイクの抑制等に寄与する一方、思い切った事業展開や、早期事業再生を阻害する面も存在。

経営者保証の提供に伴う影響

プラス面

経営者として経営を行っていく
上での責任、覚悟を持つ

80%

過度なリスクテイク
が抑制される

54%

融資取引の際に
調達の可能性が広がる

50%

金融機関への適時・適切な
情報提供をするようになる

38%

マイナス面

前向きな投資や事業展開が
抑制されてしまう

51%

早期の事業再生への着手が
遅れてしまう

45%

新規融資などの新たな
信用供与が受けにくくなる

35%

金融機関への適時・適切な
情報提供を控えるようになる

25%

(注) 影響があると回答した割合は、「かなり影響がある」、「それなりに影響がある」と回答した者の割合の和。調査対象は、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業で有効回答数は、9,371社（選択肢ごとに変動あり）。調査時期は2019年3月。

(出所) 金融庁「金融機関の取組みの評価に関する企業アンケート調査」（2019年11月）より作成。

「経営者保証ガイドライン」を策定し、近年、集中的に対応

- 全国銀行協会・日本商工会議所において、金融機関と事業者の共通の目線として、①経営者保証を提供せずに融資を受けるための要件、②法人の代わりに保証人である経営者から回収する際の手続や基準を示した「**経営者保証に関するガイドライン**」が**2013年に策定**。

経営者保証ガイドラインの概要（経営者保証を提供せずに融資を受けるための要件）

1 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- 主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。以下同じ。）を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

2 財務基盤の強化

- 経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面があるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。返済が可能である

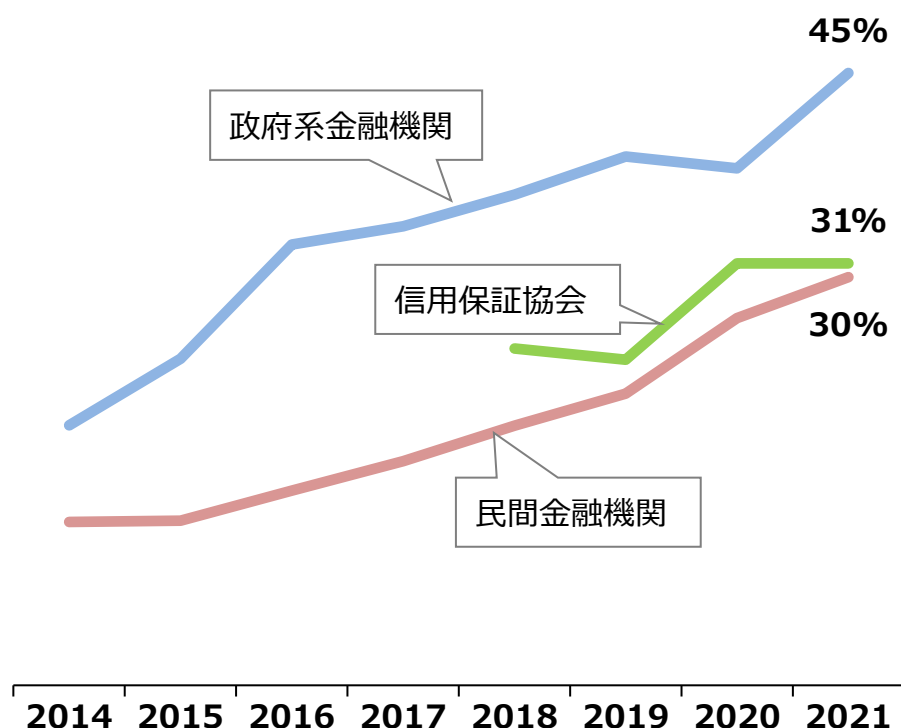
3 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

- 主たる債務者は、資産負債の状況（経営者のものを含む。）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

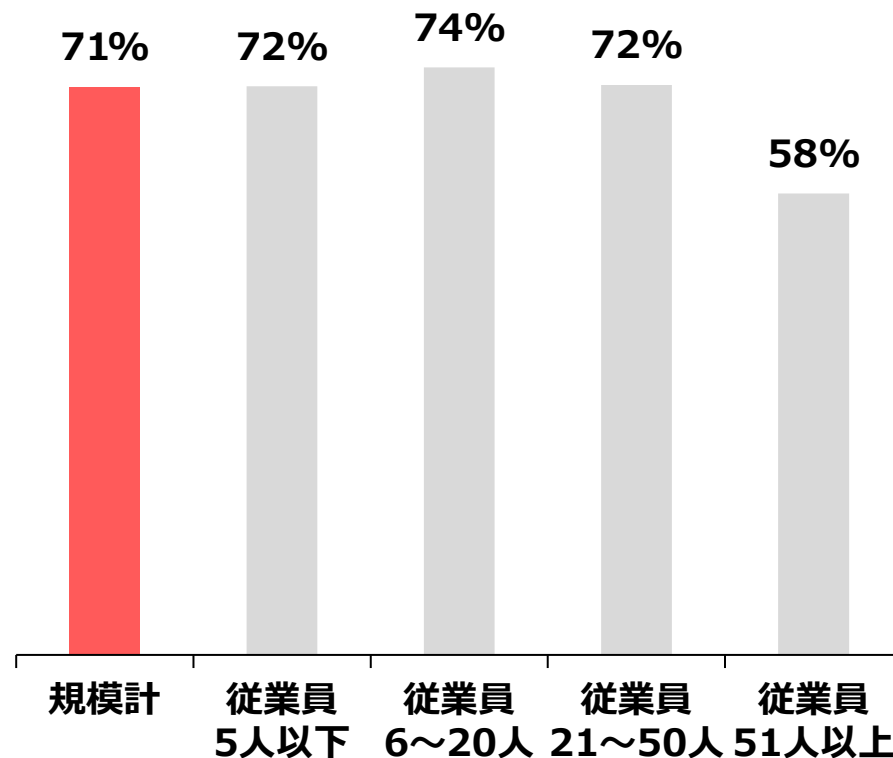
しかし、未だに大半の融資は経営者保証が外れていない

- 新規融資のうち **5割以上**は、経営者保証が外れていない。
- 現存する融資契約のうち **7割**、特に、**従業員50人以下の事業者**について、経営者保証が外れていない。

経営者保証が外れている新規融資案件の割合



中小企業の経営者保証提供状況



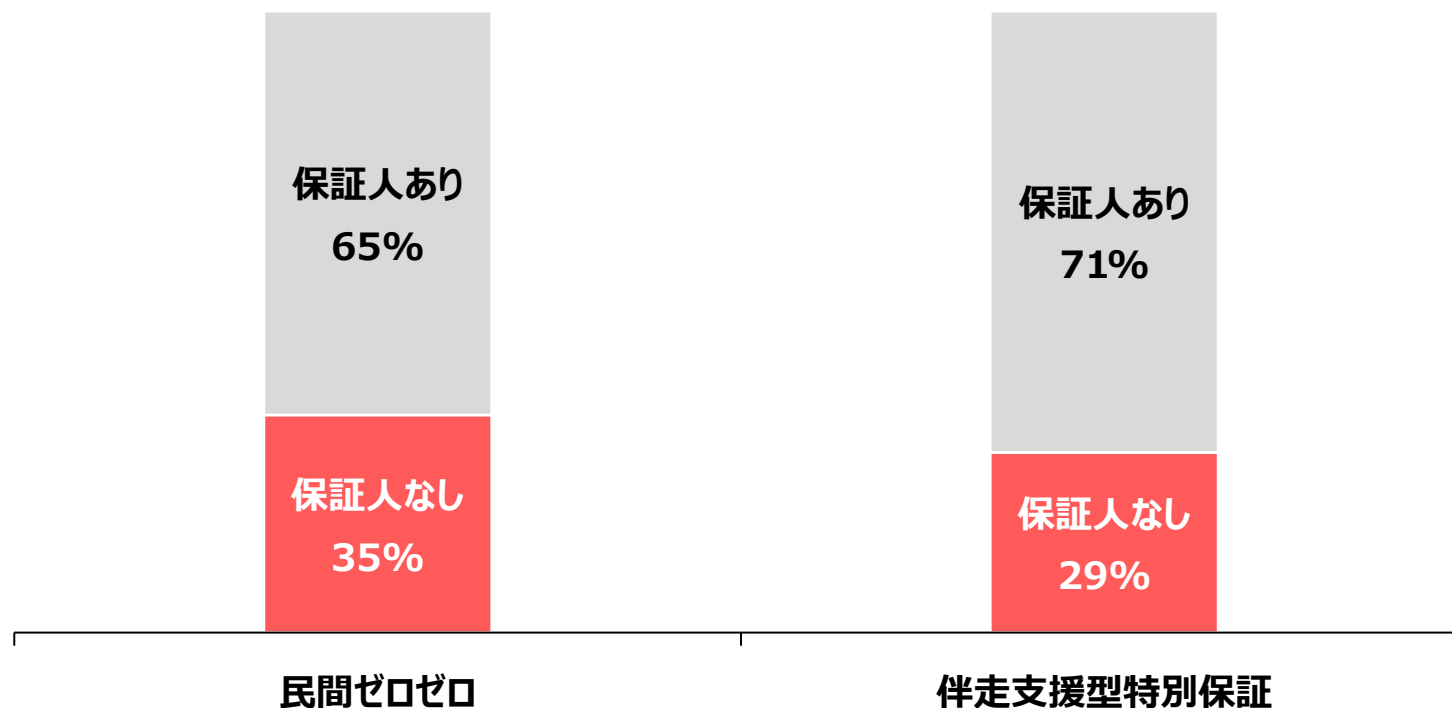
(注) 2021年度は上半期の数値。
(出所) 金融庁HP、中小企業庁HPより作成。

(注) 分母は借入金のある中小企業（法人）。
(出所) 「令和2年中小企業実態基本調査（令和元年度決算実績）」より作成。

コロナ禍で、経営者保証を解除できるが、利用は3～4割

- コロナ禍で措置した民間ゼロゼロや伴走支援型特別保証制度においては、①法人と個人の資産分離、②資産超過の2点を満たせば、追加保証料なしで経営者保証が解除可能。
- 経営者保証を提供していない利用者はそれぞれ、**3～4割**。

民間ゼロゼロや伴走支援特別保証制度における保証人の有無

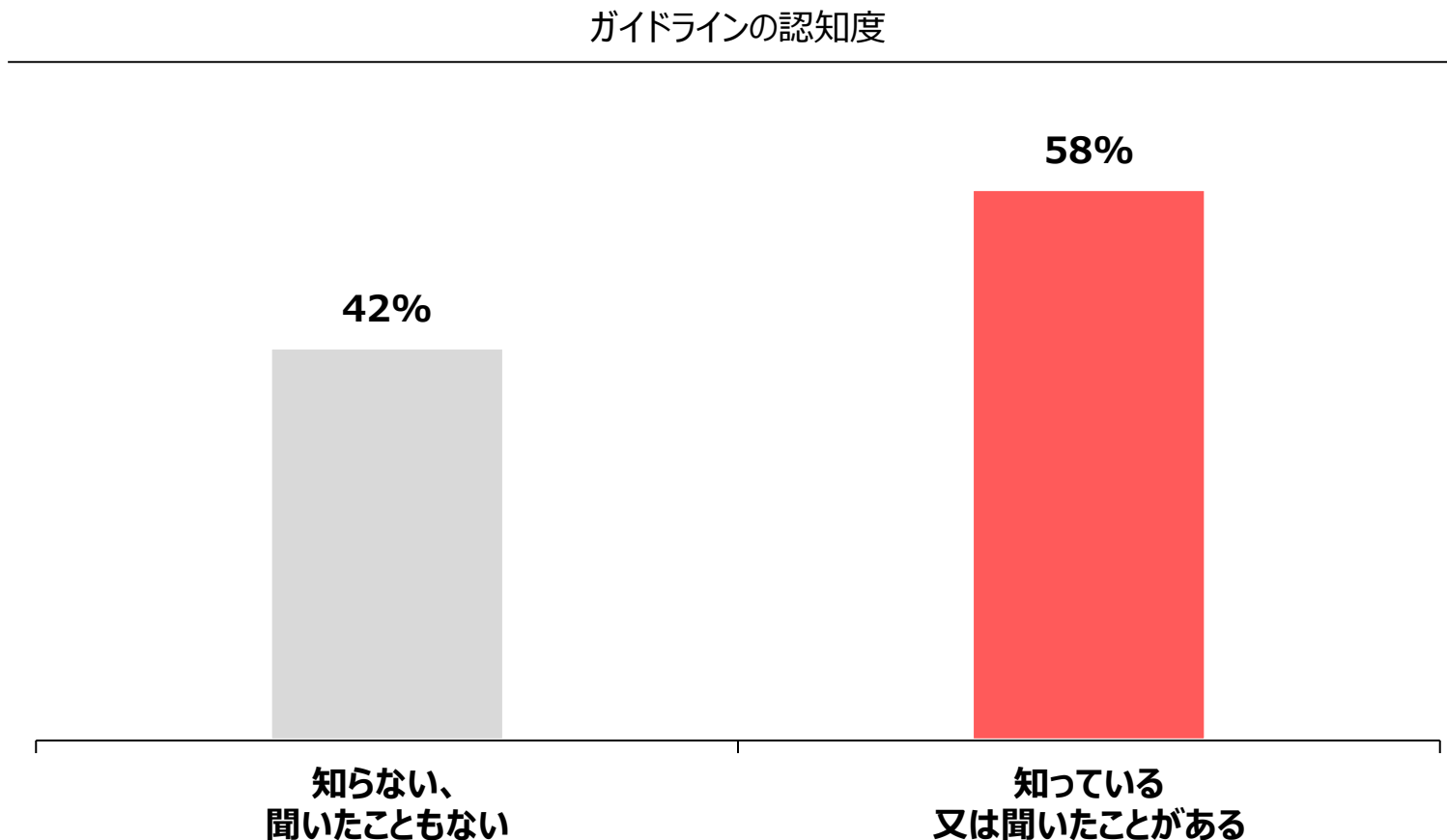


(注) 民間ゼロゼロは確定値。伴走支援型特別保証は、2021年12月末時点の値。

(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

ガイドラインの認知度は低い

- これまでも経営者保証ガイドラインの認知度向上のため、新聞広告やセミナー、専門家派遣等を通じて周知普及を図ってきたものの、ガイドラインを認知している者（知っている又は聞いたことがある）は未だ **6割**。



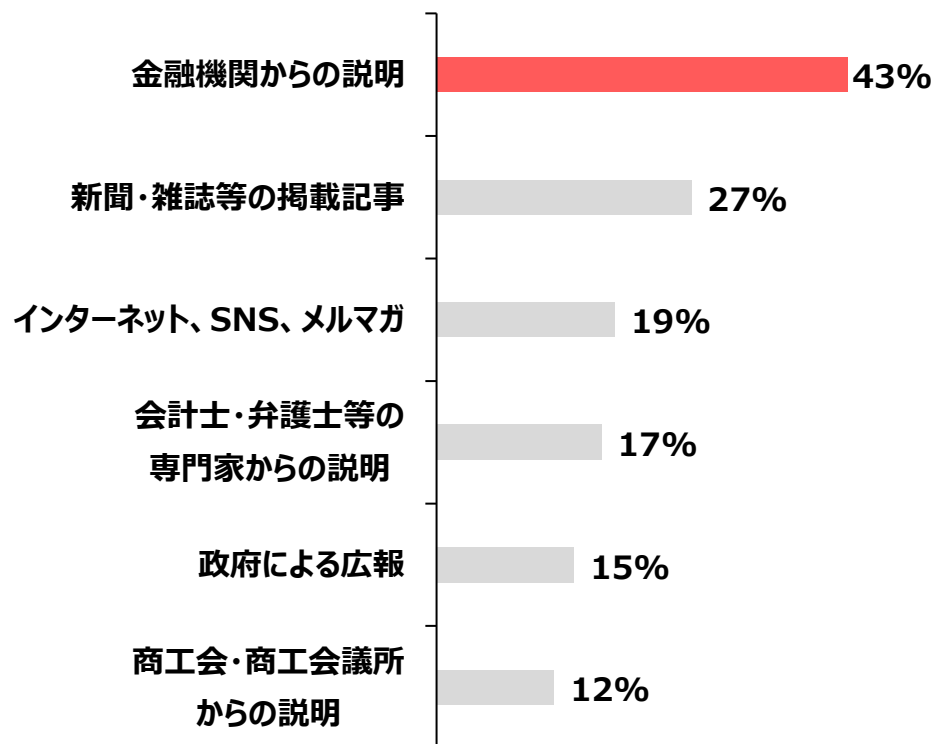
（注）n=4,950。

（出所）「「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書」（2020年度）より作成。

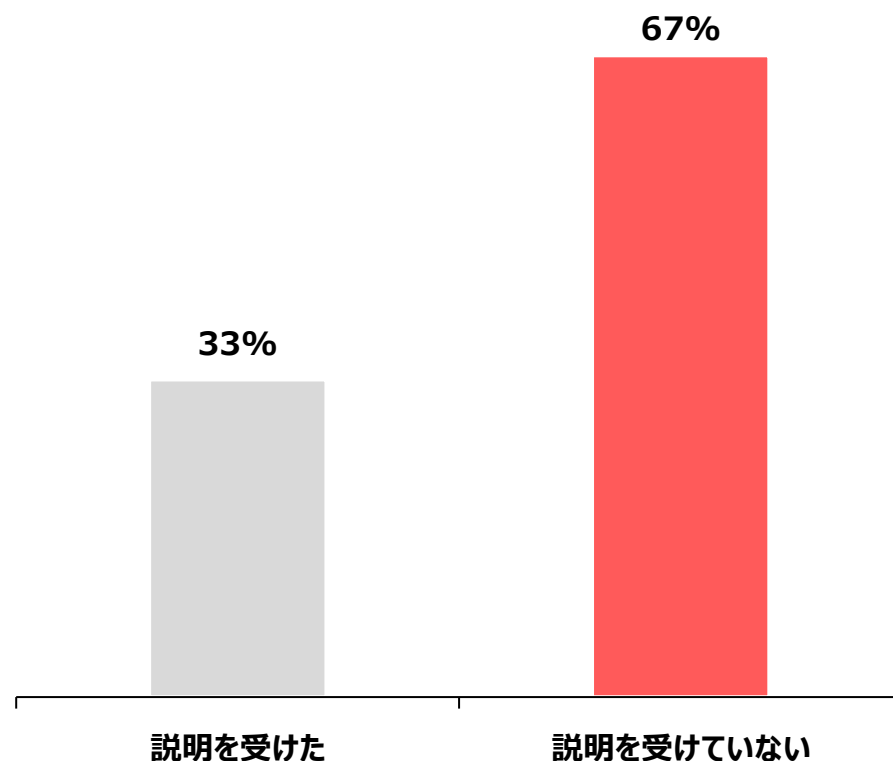
ガイドライン認知向上のキーマンは金融機関

- 経営者保証ガイドラインを認知している者の認知経路は、**金融機関からの説明**が最多で**4割**。
- 他方、金融機関から経営者保証ガイドラインの説明を受けていない者も**7割**。

ガイドラインの認知経路



金融機関からのガイドラインの説明



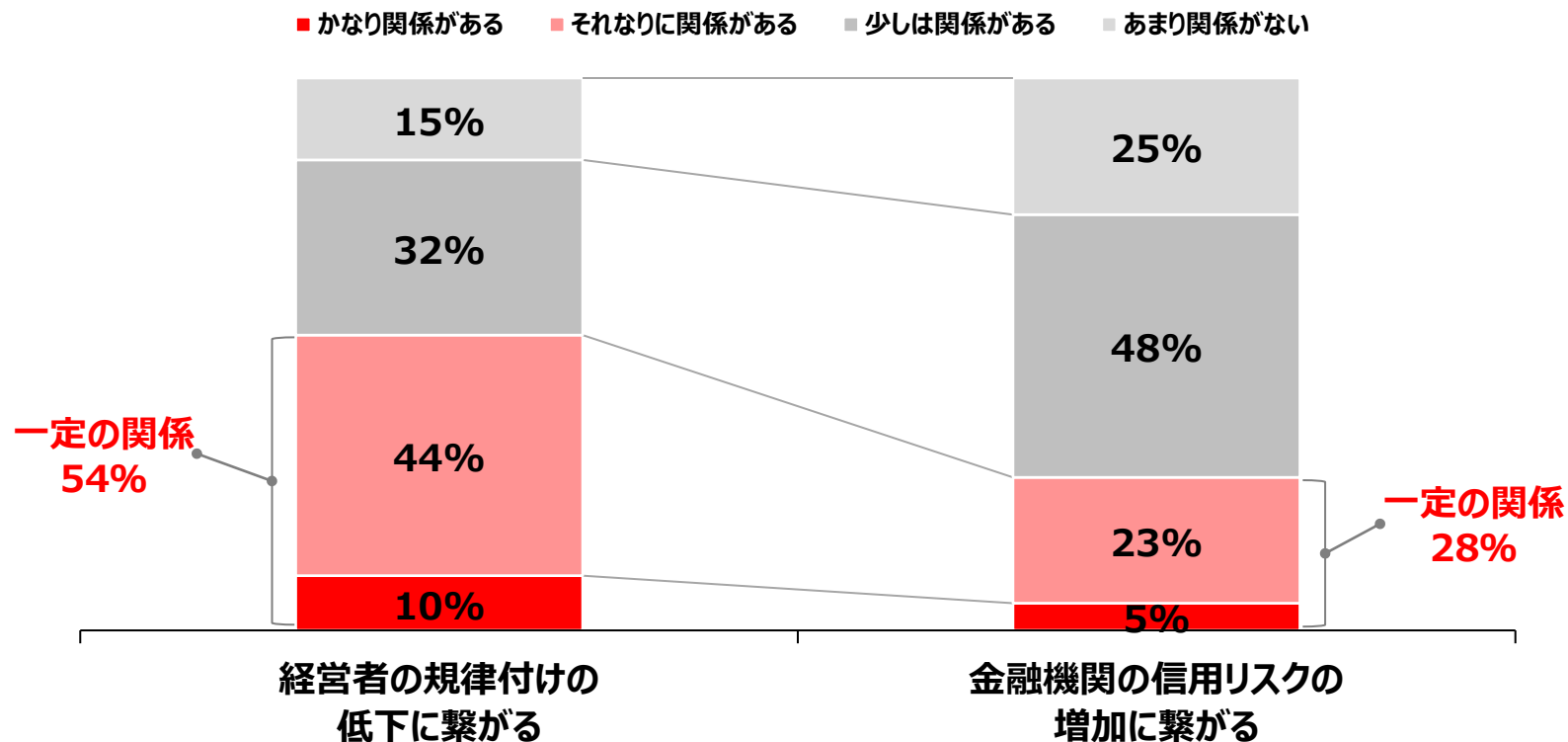
(注) 左図：対象は経営者保証を提供していない者も含む。n=4,950。 右図：対象は経営者保証を提供している者のみ。n=3,823。

(出所) 「「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書」（2020年度）より作成。

金融機関は経営者保証解除に伴い経営規律の低下を懸念

- 地域銀行が考える経営者保証ガイドラインの活用促進によるデメリットとしては、**経営者の規律付けの低下**に繋がることが**5割**、金融機関の**信用リスクの増加**に繋がることが**3割**。

経営者保証ガイドラインの取組を促進させることによるデメリット

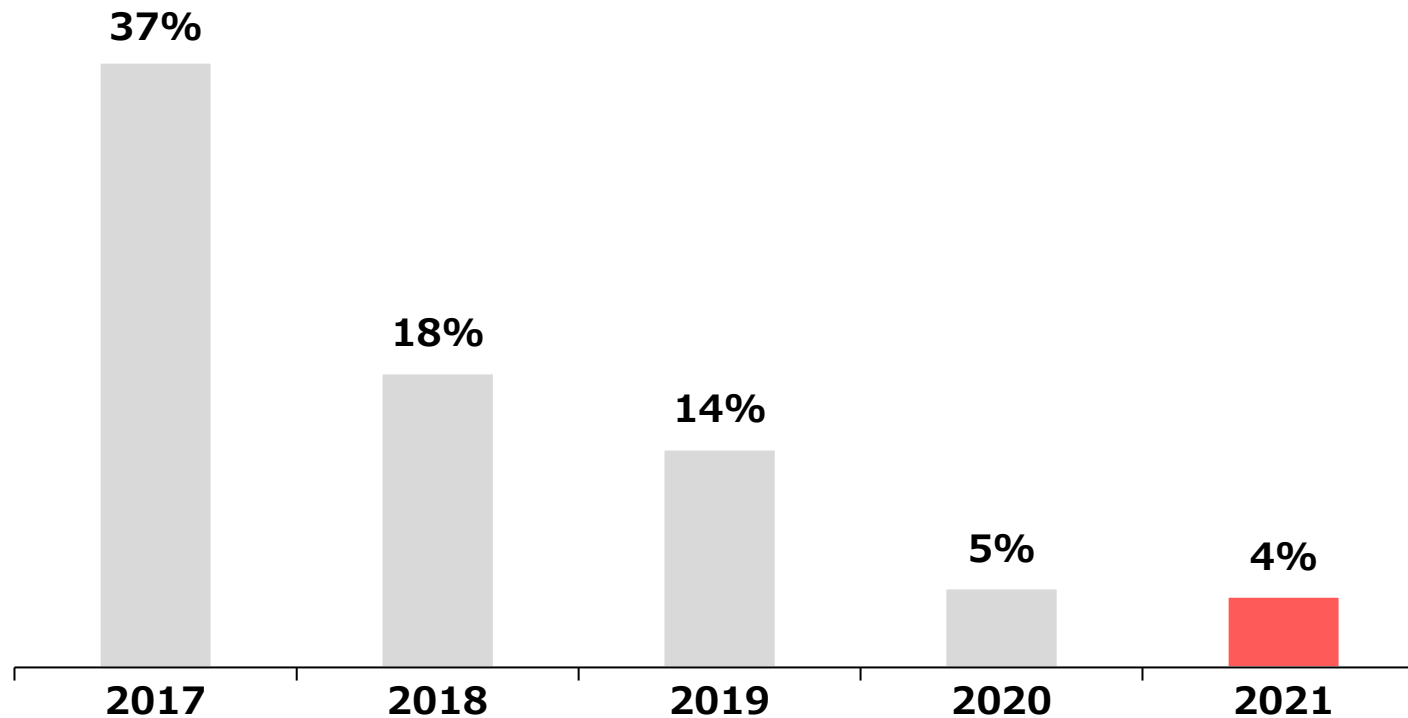


(注) 「一定の関係」は「かなり関係がある」、「それなりに関係がある」の回答の和。調査対象は地域銀行105行（埼玉りそな銀行含む）。調査時期は2018年11月。n=105。
 (出所) 金融庁「地域銀行に対する「経営者保証に関するガイドライン」のアンケート調査の結果について（集計結果）」（2019年4月）より作成。

事業承継時の二重徴求の割合も大幅に改善

- 経営者保証が後継者候補確保の障害となっていることを踏まえ、政府において「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」を2019年に策定。
- 事業承継時に新旧経営者から経営者保証を**二重徴求する割合**は大幅に改善し、足下では**4%**。

新旧経営者からの経営者保証の二重徴求の割合



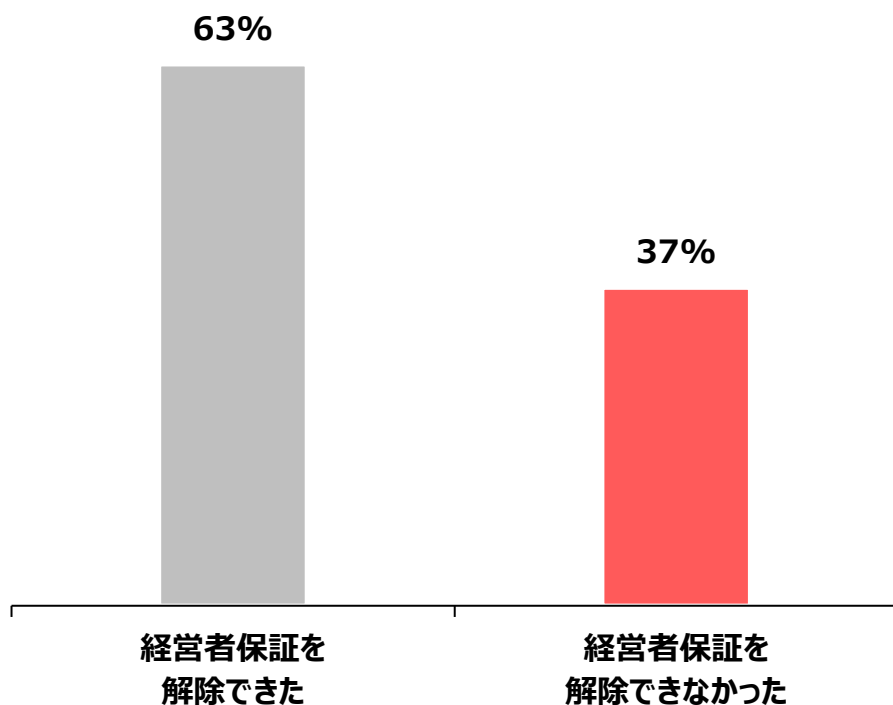
(注) 2021年度は上半期の数値。

(出所) 金融庁HPより作成。

事業承継時のチェックシートの判断基準が曖昧

- 経営者保証コーディネーター（*）が、チェックシート（**）で経営者保証ガイドラインを充足していると判断したものの、経営者保証を解除できなかった案件が**4割**。（*）経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や磨き上げ支援等を行う専門家。（**）経営者保証ガイドライン要件を具体化したもの。
- 特に「**法人・個人の資産分離**」、「**財務基盤の強化**」に関する**基準の曖昧さ**が課題。

チェックシート充足案件の経営者保証の解除状況



判断基準が曖昧だと感じるチェックシート項目

ガイドライン要件	チェックシート項目	経営者保証コーディネーターヒアリング
法人個人の資産分離	法人から経営者等への資金流用（貸付金、未収入金、仮払金等）がない	金額の多寡にもよると思うが、その線引きが難しい
	法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない	社会通念上とは、事業規模等を勘案する必要がある、判断が難しい 利益がプラスかマイナスかによって、役員報酬等の適正額の判断は異なる
財務基盤の強化	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる	融資金額や担保差し入れ状況によって、同じ事業者であっても返済能力の判断指標は変わる

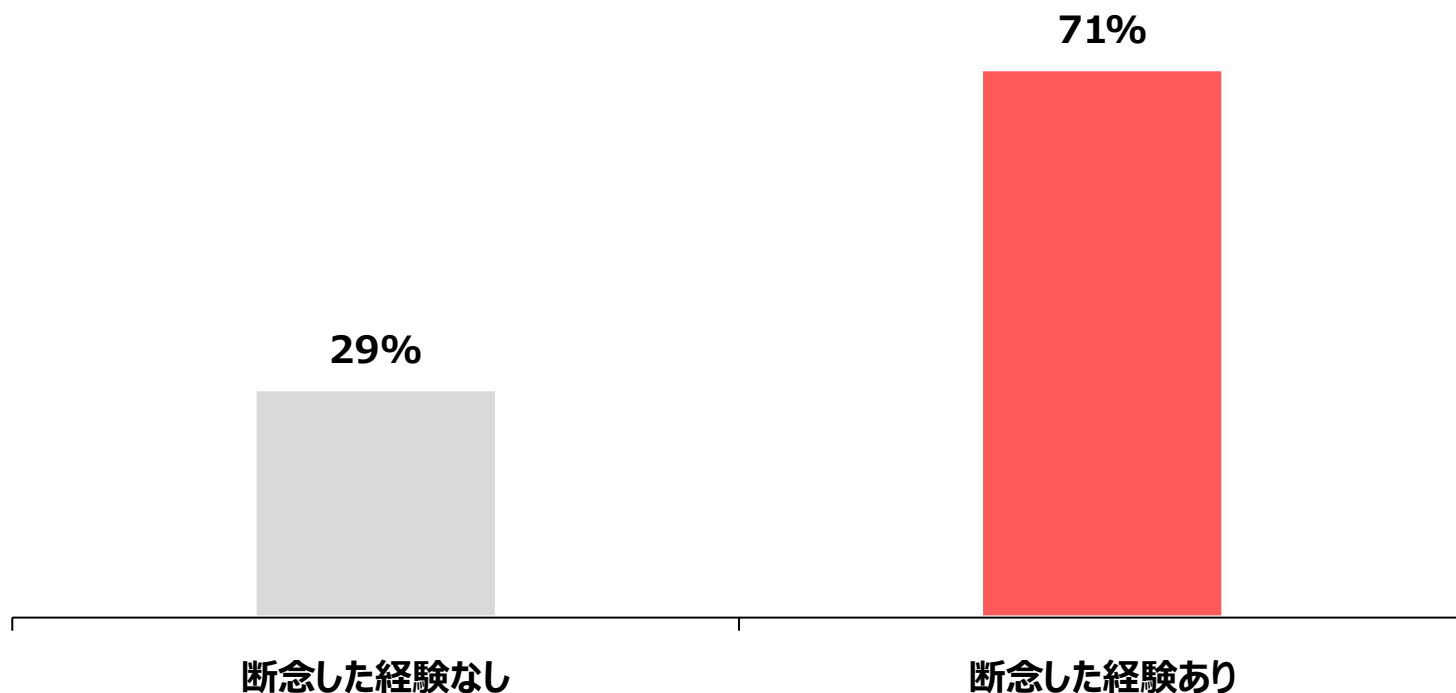
（注）n=441。

（出所）経営者保証コーディネーターに対するアンケート調査（令和3年8月）

事業承継時に経営者保証を不要とする制度は改善余地あり

- 2020年4月に開始した**事業承継特別保証**（4要件(①資産超過、②EBITDA有利子負債倍率10倍以内、③法人・個人の資産分離、④返済緩和していない^(*))を満たせば、事業承継時に経営者保証を不要とする制度。最大で保証料を0.2%に引下げ。^(*)危機関連保証の指定期間中に初めて返済緩和した場合を除く。）は、2021年12月時点で559件、**保証利用件数全体の0.06%**。
- ②の要件を満たせず、利用を断念したことがある経営者保証コーディネーターは**7割**。

「EBITDA有利子負債倍率10倍以内」が満たせず制度利用を断念したことがある専門家の割合



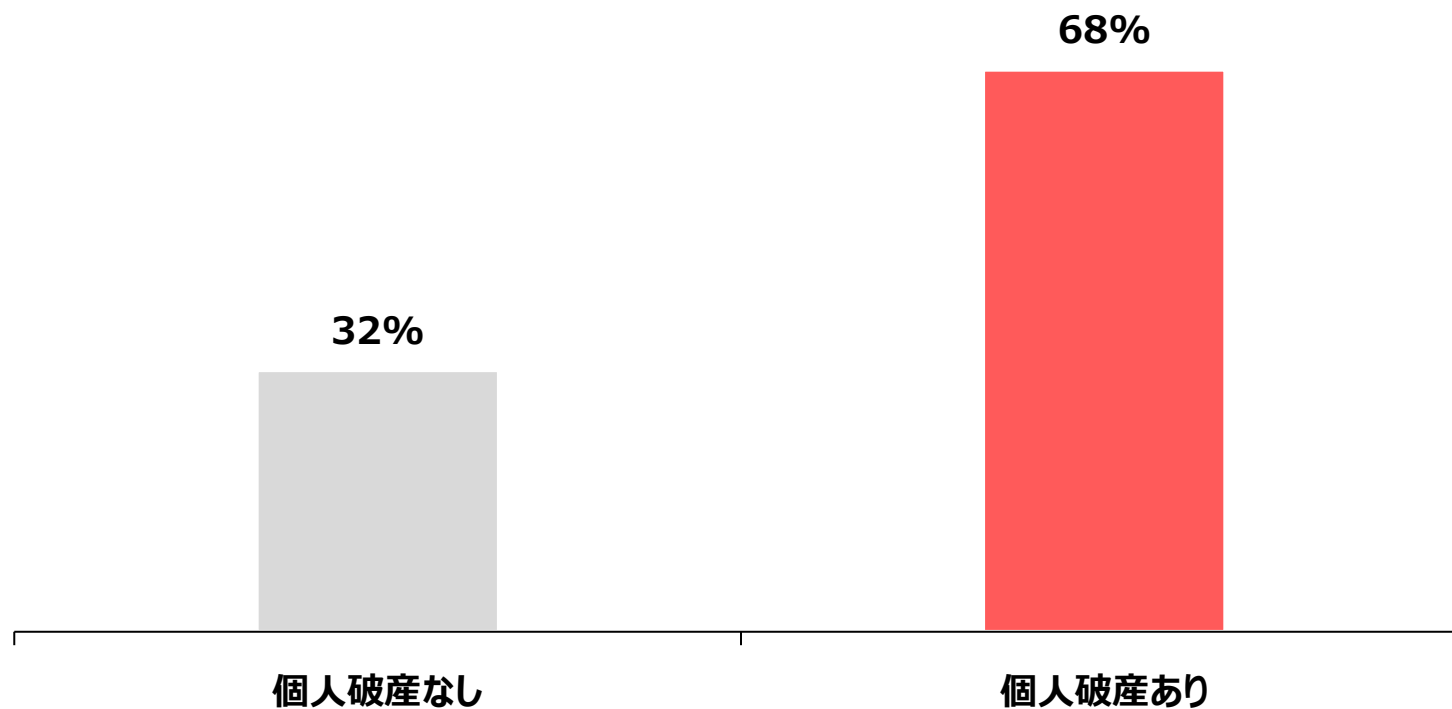
(注) n=51。

(出所) 経営者保証コーディネーターに対するアンケート調査 (令和3年8月)

破産した事業者は大半が個人破産

- 破産した事業者のうち、**7割**が個人破産しており、経営者保証による影響が推察。

破産会社の社長破産率（2020年度）



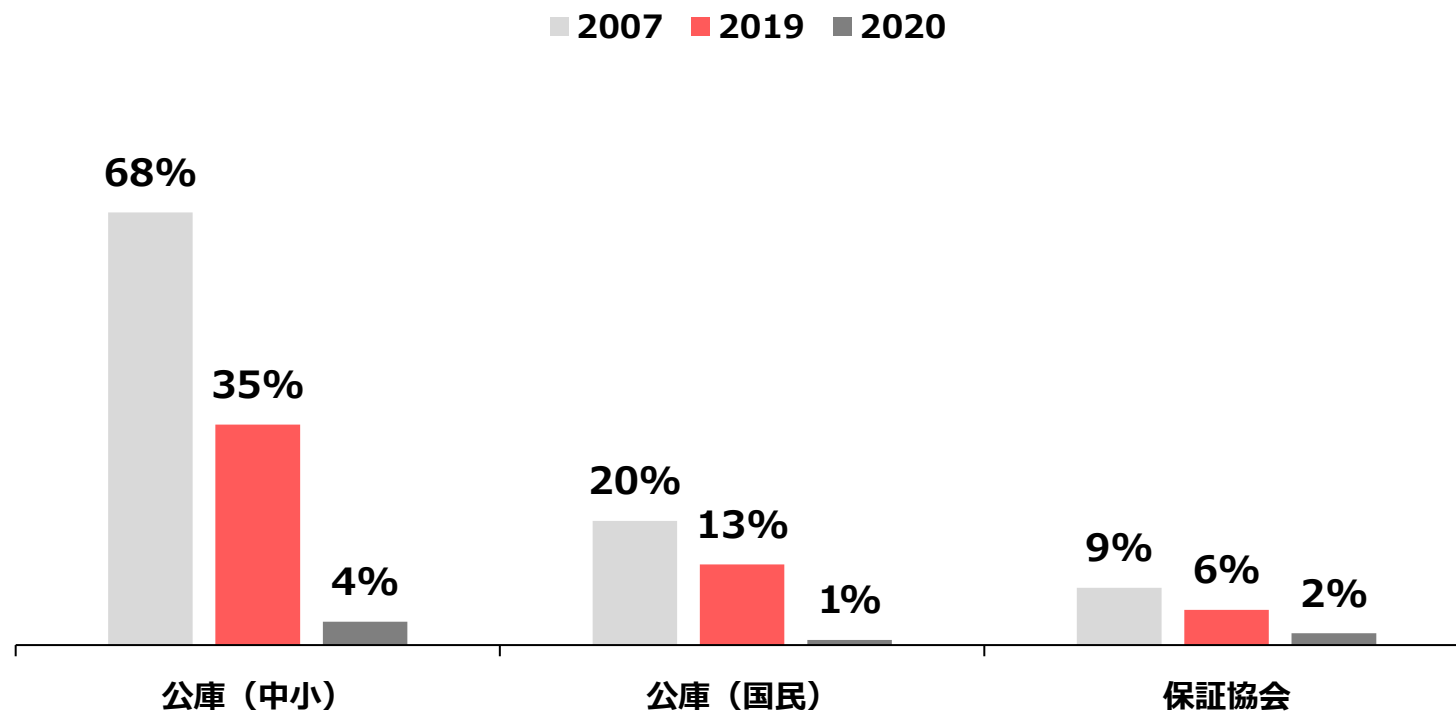
（注）2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の官報公告で、破産開始決定を受けた株式会社、有限会社、合同会社の5,552社が対象。同期間に破産開始決定を受けた個人のうち、TSRデータベースに収録された破産会社の代表者のほか、破産管財人、管轄裁判所などを条件に取材し、破産会社の社長としている。負債1,000万円未満も対象。同一社長で複数の会社が破産している場合、事件番号が若い1社のみを対象にしている。

（出所）東京商工リサーチ「破産会社の社長破産率」調査（2021年8月）より作成。

担保の徴求については、公庫・保証協会で減少している

- 有担保割合の融資・保証は長期的に減少傾向にあるが、特に**日本公庫・中小事業**においては、**2008年に無担保融資を開始して以後、大きく減少**。
- コロナ禍（2020年度）においては、実質無利子無担保融資が実施されたため、各機関とも大きく減少。

融資・保証における有担保の割合



1. コロナ禍の金融支援について

2. 過剰債務への対応

3. 金融機関等による経営支援

4. 経営者保証解除に向けた課題

5. **ご議論頂きたい論点**

1. コロナ禍の金融支援について

- ① ウィズコロナ・ポストコロナにおいて、中小企業向けの金融支援のあり方について、どのように考えるべきか。
- ② 金融支援によって、コロナ禍で中小企業の倒産件数は抑制できたとの分析もあるが、より詳細な効果検証を進めていくに当たって、どのような分析手法が考えられるか。そのために必要なデータは何か。

2. 過剰債務への対応

- ① 債務の過剰感を訴える事業者が相当数存在する中、どのような対策が必要か。その際、日本政策金融公庫、信用保証協会等の政府系金融機関等にはどのような対応が求められるか。

3. 金融機関による経営支援

- ①金融機関による経営改善支援を望む事業者が一定数存在する中、金融機関による経営改善支援を促進するためにどういった方策が考えられるか。まずは、民間ゼロゼロ融資や伴走支援型特別保証の業況報告も踏まえ、これまでの取組の評価をしてはどうか。加えて、信用保証制度の運用改善は考えられないか。
- ②民間ゼロゼロの融資先に対して、信用保証協会は金融機関を始めとする各機関と連携して経営支援が進められているが、今後、信用保証協会による経営支援をどのように進めていけばよいか。

4. 経営者保証の解除に向けた課題

(総論)

- ① 経営者保証のメリット・デメリットや、事業者・金融機関における認識や実態をより詳細に把握して、対応を検討すべきではないか。

(入り口)

- ② 金融機関と事業者における目線の浸透・徹底は十分か。例えば、事業承継時のチェックシートの運用改善は考えられないか。
- ③ フェーズに応じた対策は十分か。例えば、「事業承継特別保証」の運用改善を考えられないか。

(出口)

- ④ 倒産時の経営者保証の債務整理は十分か。

参考資料

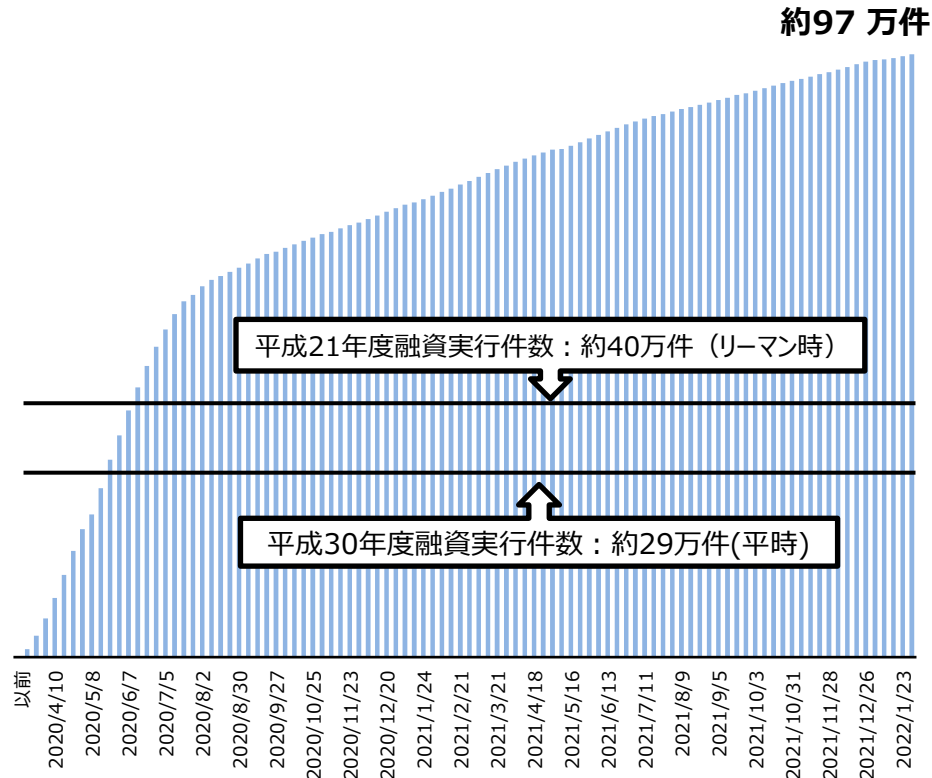
官民金融機関による実質無利子・無担保融資の概要

	日本公庫等 (中小事業)	日本公庫等 (国民事業)	民間金融機関 (信用保証) ※終了
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近 1 ヶ月間の売上高が一定程度減少すること ①▲5%であれば、<u>低利・無担保融資 (新型コロナ特別貸付)</u> 当初3年間：基準利率▲0.9%、4 年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.06%→0.16%、国民事業：1.21%→0.31% ※2022年2月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、<u>利子補給を通じて当初 3 年間、実質無利子化</u> 小規模の個人事業主：▲ 5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		セーフティネット保証 4 号 (売上▲20%)・5 号 (売上▲5%)・ 危機関連保証 (売上▲15%) の いずれかを受けていること ○小規模の個人事業主の場合 保証料ゼロ・金利ゼロ ○その他の場合 売上高▲5%：保証料1/2 売上高▲15%：保証料ゼロ・金利ゼロ
貸付期間 (据置期間)	設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内 (据置期間は最大 5 年)		10年以内 (据置期間は最大 5 年)
上限額	3億円 (実質無利子/低利) 6億円 (融資枠)	6,000万円 (実質無利子/低利) 8,000万円 (融資枠)	6,000万円 (実質無利子) 2.8億円 (保証枠)
期間	2020年 3 月～2022年 3 月		2020年5月～2021年3月

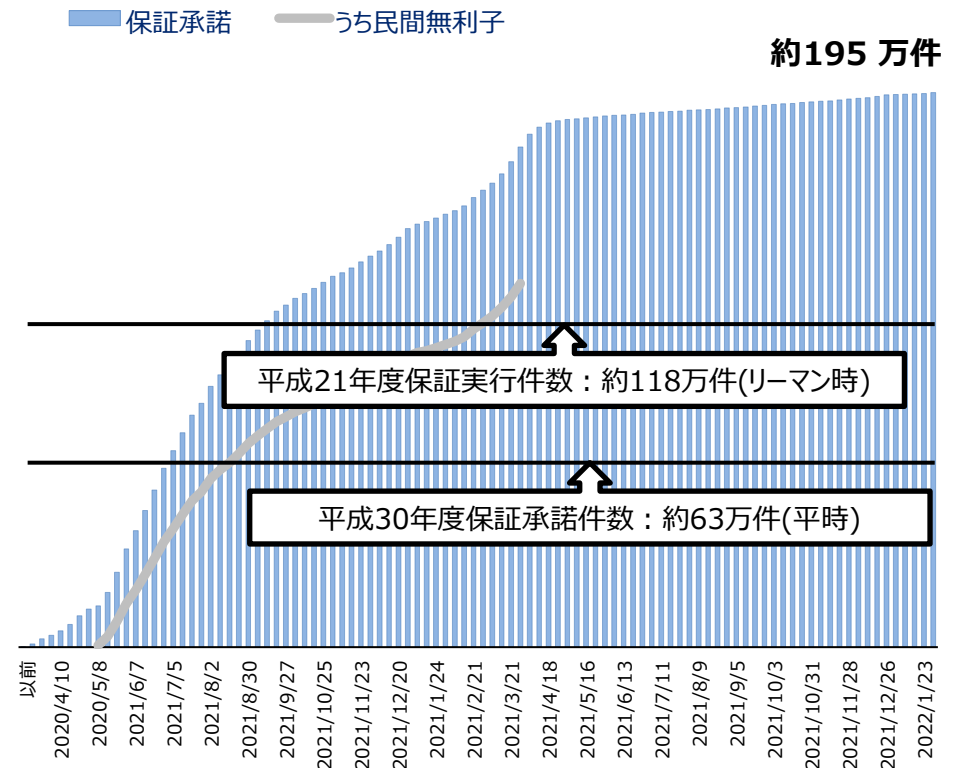
日本公庫の融資・信用保証の承諾件数推移

- 日本公庫は、2020年1月29日～2022年1月30日、約97万件、約16兆円の融資を承諾。
- 信用保証協会は、同じ期間、約195万件、約37兆円の保証を承諾。このうち、2021年3月31日に受付が終了した民間ゼロゼロ融資については、累積で約137万件、約23兆円を承諾。

日本公庫の融資承諾件数（累積）



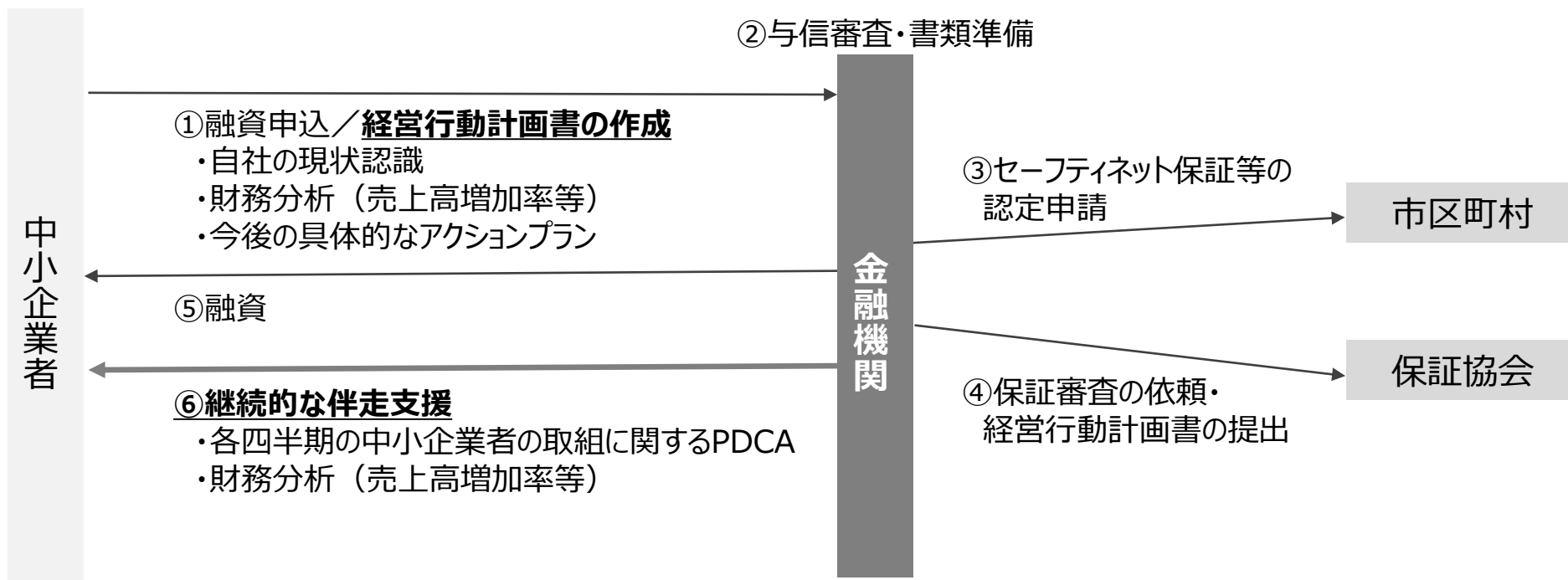
保証承諾件数（累積）



新型コロナ対策資本金性劣後ローンの概要

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている事業者（※） （※）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象																
融資限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり10億円（別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）																
融資期間	20年・15年・10年・7年・5年1ヵ月（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能																
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th><th colspan="3">4年目以降黒字の場合</th></tr> <tr> <th>5年1ヶ月・ 7年・10年</th><th>15年</th><th>20年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本公庫 商工中金</td><td>0.50%</td><td>2.60%</td><td>2.70%</td><td>2.95%</td></tr> </tbody> </table> ※直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施					当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1ヶ月・ 7年・10年	15年	20年	日本公庫 商工中金	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合															
		5年1ヶ月・ 7年・10年	15年	20年													
日本公庫 商工中金	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%													
担保・保証人	無担保・無保証人																
資本金性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%、5年を切ると1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少																
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後																

伴走支援型特別保証制度のスキーム



伴走支援型特別保証の制度変更

	2020年4月～2022年 1 月	2022年2月～
保証限度額	4,000万円	6,000万円
保証期間	10年以内	10年以内
据置期間	5年以内	5年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定
利用の前提とする 保証制度	・セーフティネット保証 4 号（100%） ・セーフティネット保証 5 号（80%） ・危機関連保証（100%）	・セーフティネット保証 4 号（100%） ・セーフティネット保証 5 号（80%）＜※＞ ・一般保証（80%）＜※＞
保証料 （事業者負担分）	0.2%（補助前は原則0.85%）	・セーフティネット保証 4 号、5 号の場合 → 0.2%（補助前は原則0.85%） ・一般保証の場合 → 0.2%～1.15%（財務区分による）
売上減少要件	▲15%以上	▲15%以上 または 前年同月比▲5%以上＋前年同月と コロナ前同月を比較して▲15%以上
その他	・今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成 ・金融機関が継続的な伴走支援をすること	・今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成 ・金融機関が継続的な伴走支援をすること

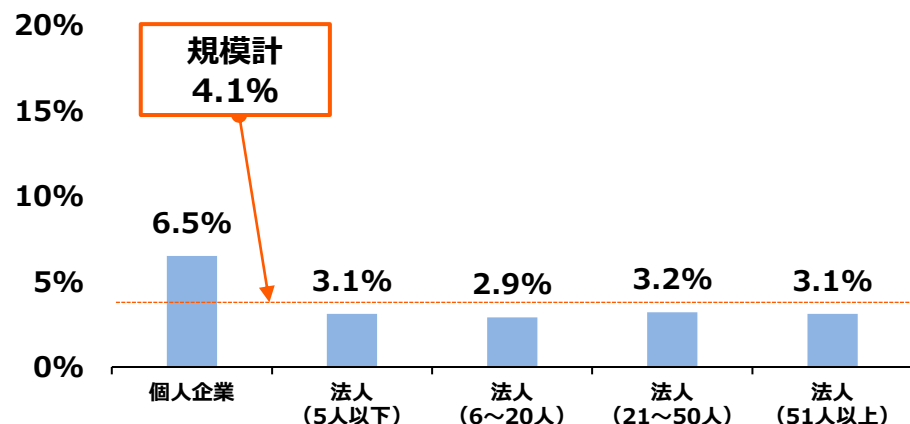
※コロナ禍の影響が大きな事業者に対する保証であり、比較的风险が高いため、セーフティネット保証 5 号および一般保証についても、損失補償の対象にする（セーフティネット保証 5 号は、危機関連保証の発動中については損失補償の対象）。

（注）赤字は2022年2月1日からの変更点。

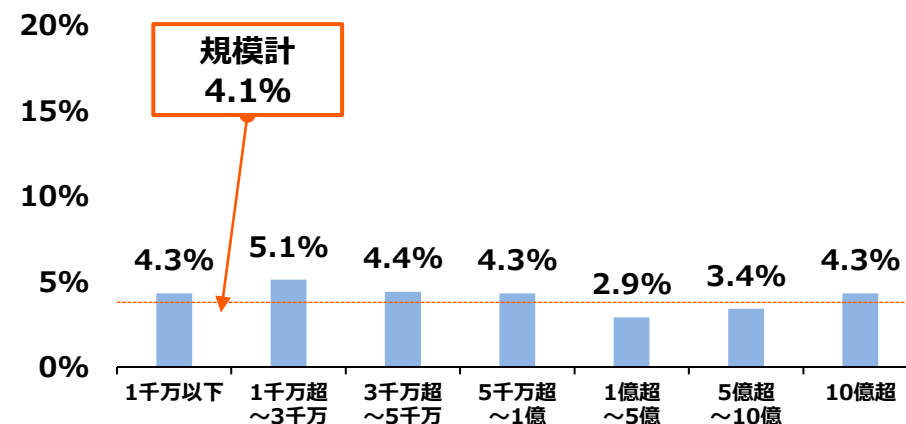
第三者保証の提供状況

- 第三者保証を提供している者は中小企業は4.1%。法人に限れば3.1%。（ともに2019年度）

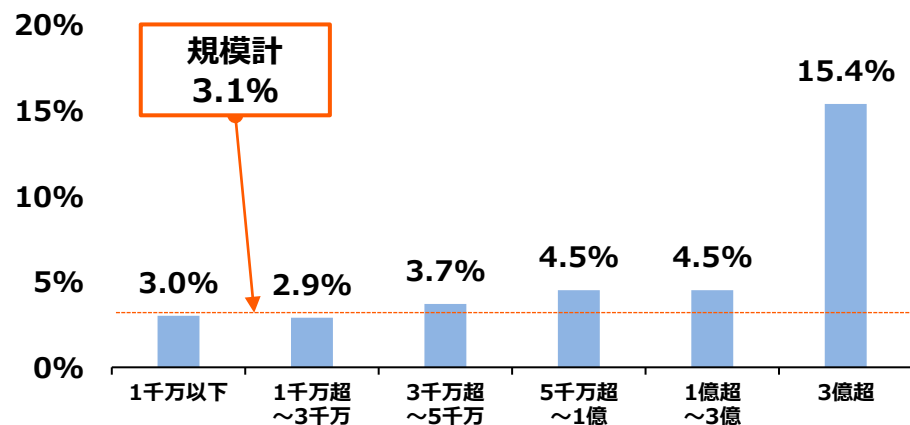
従業員規模別（法人・個人）



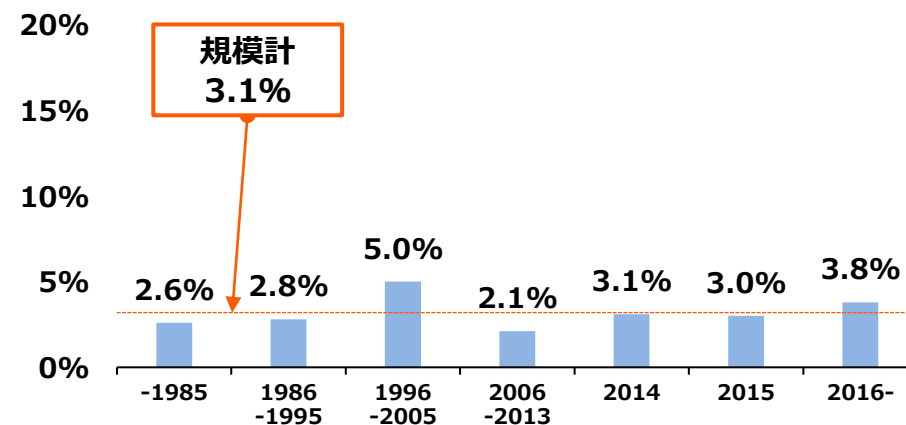
売上高別（法人・個人）



資本金規模別（法人のみ）

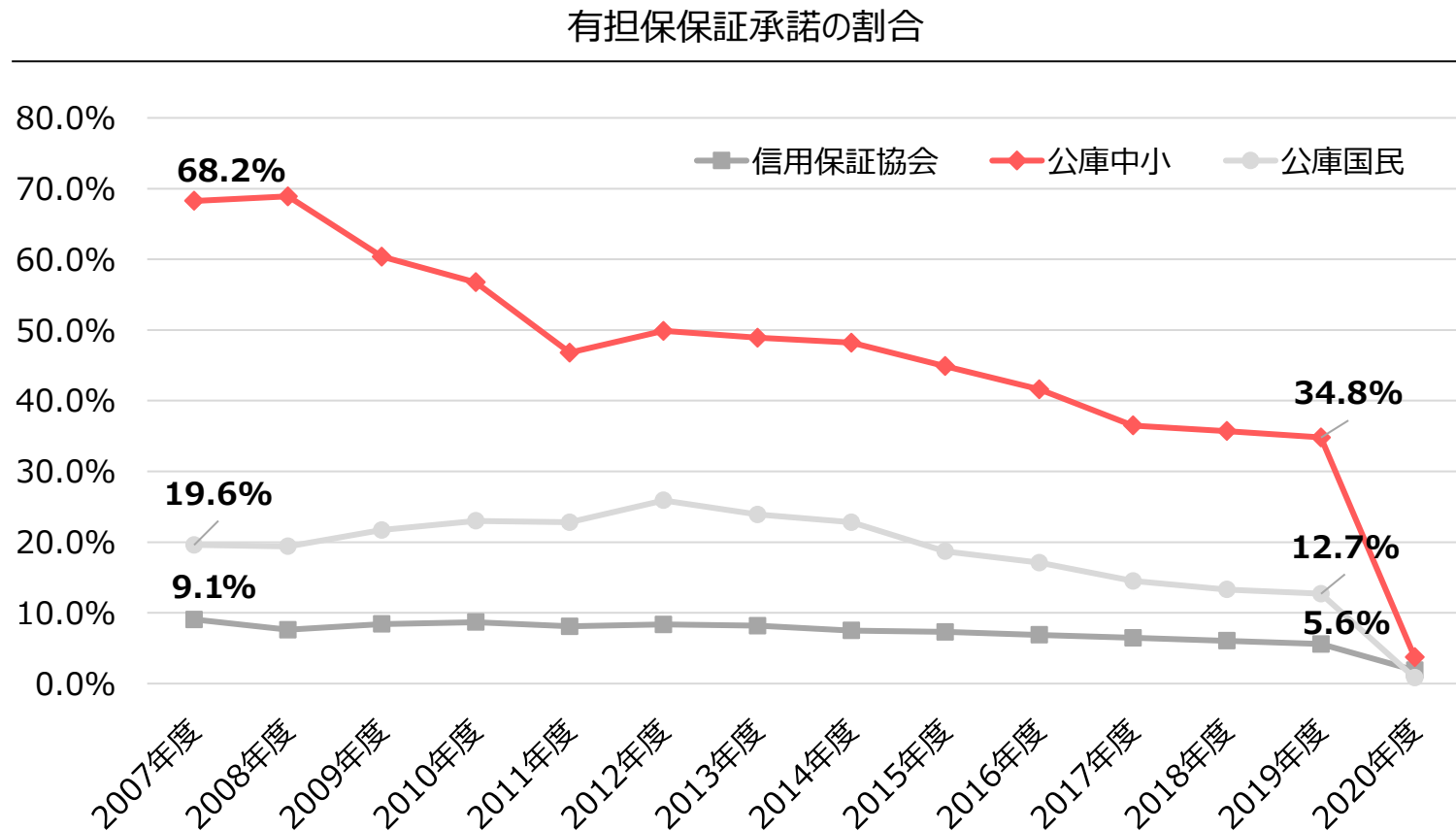


設立年別（法人のみ）



日本公庫の融資・信用保証における有担保割合

- 保証・融資における有担保割合は平時（19年度）では信用保証協会では6 %程度、公庫・中小では36%程度、公庫・国民では13%程度。
- コロナ禍（2020年度）においては、実質無利子無担保融資が実施され、大きく減少。



現状の非典型担保は利用しづらい

- 不動産担保を持たない事業者でも利用できる非典型担保の一つとして、譲渡担保があるが、法の規定がないために不安定かつ脆弱で、利用促進の阻害要因となっている。

現状の譲渡担保に係る問題点

1. **法律に明文の規定が存在しない**…法的安定性・実行の確実性に欠ける
2. **動産・債権譲渡対抗要件特例法の不備**
 - ① コストがかかる
 - 登録免許税負担：7,500円/件
 - 債権・動産とで**別々に手続きが必要**（登録・検索ともに）
 - 東京法務局でしか手続きできない（オンラインもあるが複雑）
 - ② 動産の場合、特定が厳格すぎる…モニタリングコストが増大
 - 動産は簡単に持ち出しできるにもかかわらず、**登記された場所から目的物を移動するだけで担保の効力が失われる**
 - 登記した内容と異なる在庫を入れても効力が及ばない
 - ③ 安定性を欠く
 - 先行する隠れた占有改定に劣後…隠れた占有改定を探すコストも
3. **個別財産が担保の目的物**となるため、事業のゴーイング・コンサーンとしての価値を把握できず、資金調達需要に十分応えられない
4. 実行に至ると、**再建の途が断たれる可能性**

譲渡担保・事業成長担保の議論が進む

- 近年、政府の各研究会で、動産担保等について議論が進められてきた。
- 特に、金融庁の研究会において、**包括的担保（事業成長担保権）**の一つのイメージが示され、法制審議会の担保法制部会においても議論されるなど、その具体化に向けた議論が進んでいる。

各研究会・審議会の設置

- **動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会**（2019年3月14日～2021年3月2日）
 - 法務省が中心となり、（公社）商事法務研究会が主催。
 - 「**動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書**」。
- **取引法制研究会**（2019年12月24日～2020年10月30日）
 - 中小企業庁が主催した研究会。
 - 「**中小企業が使いやすい譲渡担保制度の実現に向けた提案**」。
- **事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会**（2020年11月4日～12月16日）
 - 金融庁が主催した研究会。
 - 「『**事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会**』論点整理」において、今後の議論を深めるため、事業全体を目的物とする**事業成長担保権（仮称）**のイメージが提示された。
 - 目的物の範囲（動産、債権のほか、無形資産も含むか、一部事業へも設定できるか）、優先弁済の範囲、優先順位、実行方法などについて、論点提示。
- **法制審議会 担保法制部会**（2021年4月13日～）
 - 2021年12月7日の第10回の部会において、「事業担保制度」を設けることについて議論がなされた。